

徳島市環境報告書

— 令和4年度版 —



徳島市では、公民連携による取組として、
ペットボトルキャップの回収箱と
使い終わった歯ブラシ及び「ジップロック」製品の回収箱を
徳島市役所本庁舎1階に設置し、回収協力を行っています。

徳島市

目 次

| | |
|--|----|
| 第1章 徳島市環境基本計画について | 1 |
| 1 第3次徳島市環境基本計画の概要 | 1 |
| 2 基本計画の体系 | 4 |
| 3 基本計画に掲げる定量目標の達成状況 | 5 |
| 4 推進体制 | 6 |
| 第2章 環境施策の実施状況 | 7 |
| 基本目標1 地球市民として脱炭素社会をめざすまち | 7 |
| 1 エネルギー利用に伴い排出される温室効果ガスの削減 | 9 |
| 2 脱炭素まちづくりの推進 | 10 |
| 3 気候変動につよいまちづくり | 12 |
| 基本目標2 いつまでも健康で安心して暮らせるまち | 13 |
| 1 水環境・土壌環境の保全 | 13 |
| 2 大気環境・音環境の保全 | 18 |
| 3 有害化学物質などへの対策 | 28 |
| 基本目標3 快適で安らぎのある、自然と人が共生できるまち | 32 |
| 1 身近な自然環境の保全 | 32 |
| 2 水と緑、自然とのふれあいの推進 | 33 |
| 3 里地・里山の保全、創造 | 35 |
| 4 良好な景観形成の推進 | 36 |
| 基本目標4 持続可能な資源循環システムが構築されているまち | 38 |
| 1 ごみの減量、リサイクル | 38 |
| 2 プラスチックごみ対策 | 40 |
| 3 安心できるごみ処理体制の確保 | 41 |
| 基本目標5 次世代につなぐ、環境行動力の高いまち | 42 |
| 1 環境教育・環境学習の充実 | 42 |
| 2 環境保全活動の推進 | 43 |
| 3 環境情報の充実、共有 | 44 |
| 第3章 個別計画の実施状況 | 45 |
| 1 第2次徳島市地球温暖化対策推進計画 | 45 |
| 2 第5次徳島市エコオフィスプラン | 46 |
| 3 とくしまエコマネジメントシステム | 48 |
| 第4章 参考資料 | 50 |
| 1 環境行政年表 | 50 |
| 2 環境基準等 | 53 |
| 3 用語説明 | 60 |

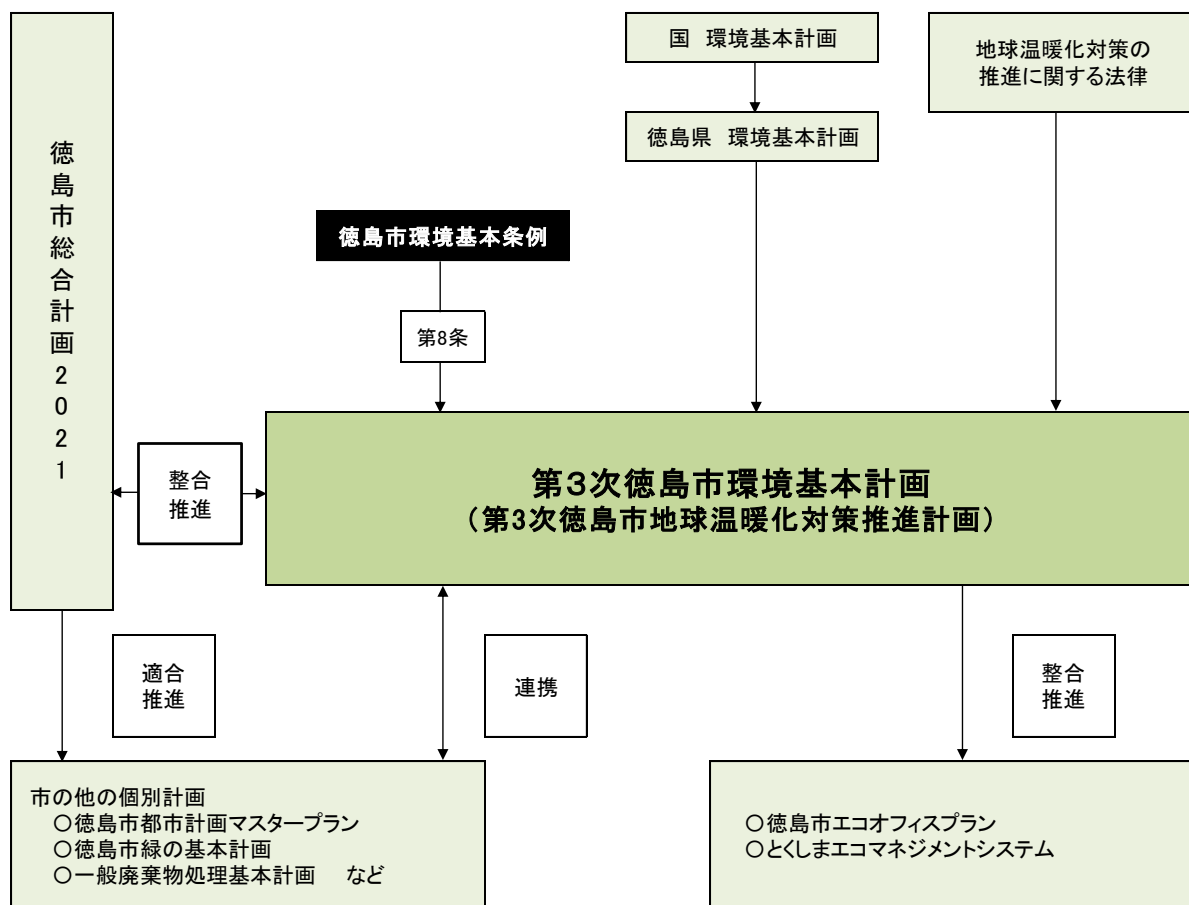
第 1 章 徳島市環境基本計画について

徳島市では、徳島市環境基本条例第 8 条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「徳島市環境基本計画」を策定し、市民・事業者と連携しながら様々な環境施策を推進しています。

1 第 3 次徳島市環境基本計画の概要

(1) 基本計画の目的と位置づけ

- ア 徳島市総合計画 2021 で掲げる市の将来像の実現を図るための環境面の部門別計画と位置づけられます。
- イ 市が実施する環境の保全と創造に関する計画や施策だけではなく、環境に影響を及ぼす施策や事業についても、この計画の基本的な考え方や方向性に沿って実施するものとします。
- ウ 市の施策とともに、市民や事業者等の方々及び市の役割や行動指針を示した計画とします。



国は、平成 5 年に制定した「環境基本法」に基づき「環境基本計画」を策定し、環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の基本的な方向性を示しています。

市においては、国の環境基本法及び環境基本計画等との整合を図りつつ、平成 14 年度に「徳島市環境基本条例」を制定するとともに、「徳島市環境基本計画」を策定しました。

「第 3 次徳島市環境基本計画」では、「徳島市総合計画 2021」の趣旨・方針のもと、環境と関連の深い他分野の各種計画との連携を図るとともに、地球温暖化対策については、第 3 次徳

島市環境基本計画内の「第3次徳島市地球温暖化対策推進計画」のほかに「徳島市エコオフィspran」などの個別計画を策定し、環境施策を推進しています。

(2) 基本計画の対象

ア 対象とする地域は、徳島市全域とします。

イ 対象とする環境の範囲は、徳島市環境基本条例第7条の「施策の策定等に係る指針」に基づき、地域環境としての「生活環境」「自然環境」「快適環境」とそれらを支える「地球環境」とします。

| 条例の指針 | 環境範囲 | 環境の要素 |
|---|------|----------------------------|
| 大気、水、土壌等を良好な状態に維持することにより、健康で安心して暮らせる生活環境を保全すること | 生活環境 | 水質、大気、悪臭、騒音、振動、土壌、有害化学物質など |
| 生物の多様性を確保するとともに、多様な自然環境を保全すること | 自然環境 | 気象、地形・地質、動植物、自然景観など |
| 人と自然が触れ合える潤いと安らぎを感じる快適な環境を創造すること | 快適環境 | 土地利用、都市環境、緑化など |
| 資源の循環的利用を推進し、地球環境保全に資すること | 地球環境 | 地球温暖化、省エネルギー、廃棄物など |

(3) 基本計画の期間

国の「地球温暖化対策計画」を踏まえ、計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

(4) 基本計画とSDGsとの関わり

SDGsとは「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称です。2015(平成27)年の国連サミットで採択されたもので「誰一人取り残さない」という理念のもと、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざし、17の目標と、それらの達成のための具体的な169のターゲットで構成される2030(令和12)年までの国際社会共通の目標です。

第3次徳島市環境基本計画ではSDGsの考え方を取り入れ、施策の展開において、環境課題からアプローチを行うものとした上で、環境課題のみならず社会・経済課題の解決につながることを視野に入れていきます。



(5) 基本計画の基本目標

人々の生活と豊かな自然環境が近くある「水都徳島」の環境を守り、「自然」と「人」が共生したまちの実現のために、5つの基本目標を設定します。

徳島市が目指す環境像

四国三郎が育んだ緑豊かな環境共生都市・とくしま

～将来世代とともに 希望あふれる未来をめざして～

5つの基本目標

基本目標1 地球市民として脱炭素社会をめざすまち 兼 第3次徳島市地球温暖化対策推進計画

環境に配慮した行動や事業活動が定着した、脱炭素型で気候変動につよいまちづくりをめざします。

なお、本計画は「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を兼ねるもので、「第2次徳島市地球温暖化対策推進計画」を引き継ぐものです。



基本目標2 いつまでも健康で安心して暮らせるまち

将来にわたって、良好な水や大気、土壌などが確保された、いつまでも健康で安心して暮らせるまちをめざします。



基本目標3 快適で安らぎのある、自然と人が共生できるまち

豊かな自然を保全するために、自然に対する関心度を高め、自然と人が共生できるまちをめざします。



基本目標4 持続可能な資源循環システムが構築されているまち

廃棄物の発生抑制対策を行うとともに、持続可能な資源循環システムが構築されているまちをめざします。



基本目標5 次世代につなぐ、環境行動力の高いまち

徳島市の豊かな環境を将来世代に引き継いでいくため、環境について学び、積極的に取り組むことのできるまちをめざします。



2 基本計画の体系

| 基本目標 | 基本施策 | 施策 |
|--|--------------------------|---|
| 基本目標 1 地球市民として 脱炭素社会を めざすまち (地球環境) | エネルギー利用に伴い排出される温室効果ガスの削減 | ◆地球温暖化対策 ◆再生可能エネルギーの利用促進 |
| | 脱炭素まちづくりの推進 | ◆環境に配慮した交通対策 ◆吸収源対策及びヒートアイランドの緩和 |
| | 気候変動につよいまちづくり | ◆自然災害対策 ◆健康被害防止 |
| 基本目標 2 いつまでも健康で 安心して 暮らせるまち (生活環境) | 水環境・土壌環境の保全 | ◆水環境のモニタリング ◆事業活動による水質汚濁の防止 ◆生活排水への対策 ◆地下水・土壌汚染対策の推進 |
| | 大気環境・音環境の保全 | ◆大気環境・音環境のモニタリング ◆事業活動による大気汚染、悪臭発生の防止 ◆騒音・振動の防止 |
| | 有害化学物質などへの対策 | ◆有害化学物質による環境汚染の防止 ◆公害の未然防止 |
| 基本目標 3 快適で 安らぎのある、 自然と人が 共生できるまち (自然・快適環境) | 身近な自然環境の保全 | ◆生物多様性の確保 ◆鳥獣保護・管理の推進 |
| | 水と緑、自然とのふれあいの推進 | ◆水と緑とのふれあいの場や機会の提供 ◆水辺空間の創出、緑化の推進 |
| | 里地・里山の保全、創造 | ◆森林・農地の保全 ◆環境保全型農業の推進 ◆地産地消の推進 |
| | 良好な景観形成の推進 | ◆地域特性を活かしたまちづくり ◆自然景観の保全と活用 |
| 基本目標 4 持続可能な資源 循環システムが 構築されている まち (循環型社会) | ごみの減量、リサイクル | ◆ごみを出さないライフスタイルの推進 ◆ごみの発生抑制 ◆再資源化の推進 ◆グリーン購入の推進 ◆食品ロス削減などへの対策 |
| | プラスチックごみ対策 | ◆プラスチックごみ削減の推進 ◆海洋プラスチックごみ対策 |
| | 安心できるごみ処理体制の確保 | ◆環境負荷の少ないごみ処理体制の構築 ◆適正処理の推進 |
| 基本目標 5 次世代につなぐ、 環境行動力の高い まち (環境学習・ 環境保全活動) | 環境教育・環境学習の充実 | ◆環境教育・環境学習の推進 ◆学校における環境教育・環境学習の推進 ◆人材の育成、活用 |
| | 環境保全活動の推進 | ◆活動の支援 ◆活動の場の整備、提供 ◆環境保全活動のためのネットワークづくり |
| | 環境情報の充実、共有 | ◆環境情報の収集 ◆環境情報の提供、発信 |

3 基本計画に掲げる定量目標の達成状況

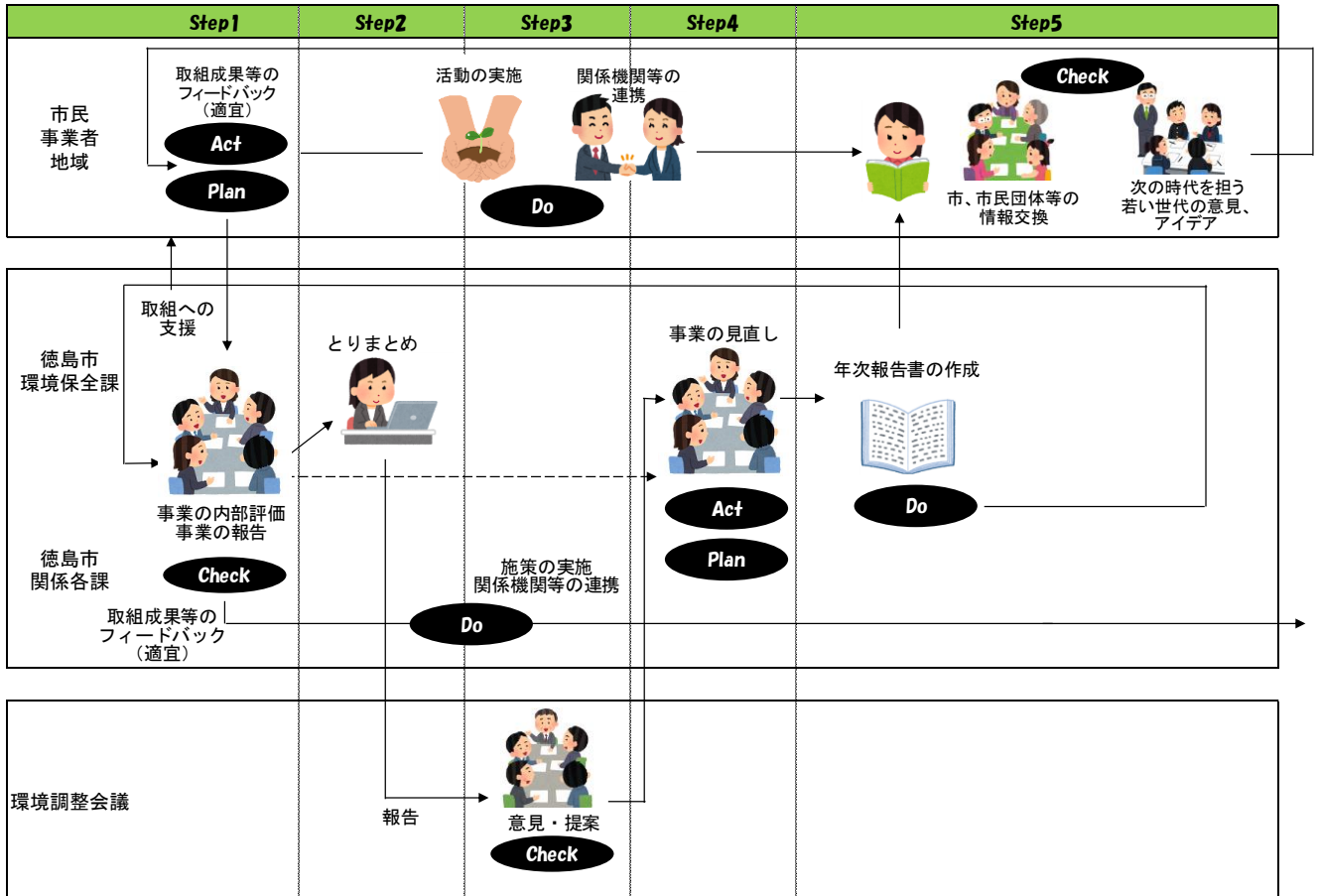
| 基本目標 | 指 標 | 目標値 (R12) | 実績値 (R4) |
|-------------------------------------|---|--|---|
| 地球市民として 脱炭素社会を めざすまち | 市域から排出される温室効果ガス 排出量 | 平成 25 年度比 40%削減 (H25 排出量 2,259 千 t-CO ₂)※ | 1,770 千 t-CO ₂ (R2) (21.6 %削減) |
| | 省エネルギーに取り組んでいると 感じる市民の割合 | 令和 3 年度調査値比 10%以上向上 | 59.9 % |
| | 市役所から排出される温室効果ガス 排出量 | 平成 25 年度比 40%削減 (H25 排出量 62,395 t-CO ₂) | 40,716 t-CO ₂ (34.7 %削減) |
| | 住宅用太陽光発電システム設置件 数(累積件数) | 10,000 件 | 6,852 件 |
| | 災害への備えが整っていると感 じる市民の割合 | 55.0 % | 42.0 % |
| いつまでも健康で 安心して 暮らせるまち | 生活排水が適切に処理されてい ると感じる市民の割合 | 70.0 % | 52.7 % |
| | 水質汚濁(BOD、COD)に係る 環境基準達成率 | 継続達成 | 達成 |
| | 污水处理人口普及率 | 90.0 % | 84.5 % |
| | 大気汚染に係る環境基準達成率 (SO ₂ 、NO ₂ 、SPM) | 継続達成 | 達成 |
| | 騒音に係る環境基準達成率 (道路に面する地域を除く) | 継続達成 | 達成 |
| | 有害化学物質(ダイオキシン類)に 係る環境基準達成率 | 継続達成 | 達成 |
| 快適で 安らぎのある、 自然と人が 共生できるまち | まちなかに緑や水辺が豊富であ ると感じる市民の割合 | 92.0 % | 74.9 % |
| | 緑化推進事業参加者数 | 4,700 人 | 4,068 人 |
| 持続可能な資源 循環システムが 構築されてい るまち | 市民一人一日あたりのごみ排出 量 | 838 g | 982 g |
| | リサイクル率 | 31.3 % | 13.9 % |
| | プラマーク(プラスチック製容器 包装)分別収集量 | 3,012 t | 3,637 t |
| 次世代につなぐ、 環境行動力の高い まち | 出前環境教室参加人数(累積人 数) | 17,000 人 | 4,609 人 |
| | NPOなどとの協働事業数 | 135 事業 | 97 事業 |
| | 子ども環境リーダー認定数(累 積人数) | 1,500 人 | 946 人 |

※統計資料が遡って修正されたため、排出量を修正

4 推進体制

徳島市の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、庁内関係部局の連絡及び調整を図り、必要な事項について審議する組織として設置している徳島市環境調整会議（会長：第一副市長、委員：各部局の部長など）及び幹事会（会長：環境部長、幹事：各部局の副部長など）において、環境基本計画や徳島市エコオフィスプラン、環境基本条例等の環境に関する施策の策定・実施にあたり、関係部局相互の総合調整を図っています。

また、環境保全に取り組む市民や市民団体等がより積極的に取り組めるよう、情報交換の場を提供しています。



第2章 環境施策の実施状況

基本目標1 地球市民として脱炭素社会をめざすまち 兼 第3次徳島市地球温暖化対策推進計画

【地球環境】



〈定量目標〉

| 基本施策 | 指 標 | 目標値 (R12) | 実績値 (R4) |
|---|----------------------------|---|--|
| ◆エネルギー利用に伴い排出される温室効果ガスの削減 ◆脱炭素まちづくりの推進 ◆気候変動につよいまちづくり | 市域から排出される温室効果ガス排出量 | 平成25年度比 40%削減 (H25 排出量 2,259千t-CO ₂) ※ | 1,770千t-CO ₂ (R2) (21.6%削減) |
| | 省エネルギーに取り組んでいると感じる市民の割合 | 令和3年度調査値比 10%以上向上 | 59.9% |
| | 市役所から排出される温室効果ガス排出量 | 平成25年度比 40%削減 (H25 排出量 62,395 t-CO ₂) | 40,716 t-CO ₂ (34.7%削減) |
| | 住宅用太陽光発電システム設置件数 (累積件数) | 10,000件 | 6,852件 |
| | 災害への備えが整っていると感じる市民の割合 | 55.0% | 42.0% |

※統計資料が遡って修正されたため、排出量を修正

徳島市の温室効果ガス削減目標

徳島市では、国の削減目標に地域から貢献すべく、以下の目標を掲げています。

**令和12(2030)年度における温室効果ガス排出量を、
平成25(2013)年度比で40.0%削減すること**

また、地球温暖化対策を推進するにあたり、実際の温室効果ガス削減量の把握だけではなく、目標達成に向けた個別指標を活用することで、可能な限り定量的に削減効果の点検・評価を行い、対策がより必要な部門を検討し、効果的に施策・事業を展開します。

<目標達成に向けた個別指標>

| 対策区分 | 主な対策 | 指標 | 目標 (R12) | 実績値 (R4) |
|-------------------|---|---------------------------------|----------------------------------|---------------------------------------|
| 産業部門 | ◆省エネ性能の高い設備・機器等の導入促進 | 環境保全活動情報の提供 | 推進 | 推進 |
| 家庭部門 | ◆省エネ行動の実施 ◆省エネ家電の普及推進 ◆LED照明の積極的な導入 ◆省エネ型給湯器等の導入 | 一世帯あたり 二酸化炭素排出量 | 1,945 kg | 3,765 kg (R2) |
| | | 出前環境教室参加人数 (温暖化対策) (累積人数) | 4,200 人 | 1,406 人 |
| | | 子ども環境リーダー認定数 (累積人数) ※ | 1,500 人 | 946 人 |
| | | 環境家計簿などで省エネに 取り組む世帯の数 | 500 世帯 | 164 世帯 |
| | ◆住宅の省エネ対策の推進 ◆HEMS、スマートメーター を利用したエネルギー管理 の実施 | 住宅の省エネ化の啓発活動の 推進 | 推進 | 推進 |
| ◆太陽光発電 ◆太陽熱温水器 | 住宅用太陽光発電システム 設置件数 (累積件数) ※ | 10,000 件 | 6,852 件 | |
| 業務部門 | ◆省エネ行動の実施 ◆事業所における省エネ設 備の普及推進 ◆LED照明の積極的な導入 ◆建築物の省エネ対策の推 進 ◆BEMSの活用、省エネ診断 等によるエネルギー管理 の実施 | 事業所における環境保全活動 の啓発件数 (累積件数) | 120 件 | 36 件 |
| | | 環境保全活動を行っている企 業の表彰件数 (累積件数) | 10 件 | 0 件 |
| | | 市役所から排出される温室効 果ガス排出量 ※ | 平成 25 年度比 40%削減 | 40,716 t-CO ₂ (34.7%削減) |
| | | 省エネ診断の推進 | 推進 | 推進 |
| | ◆太陽光発電 ◆屋上緑化 | 産業用太陽光発電 システム導入容量 | 146,023 kW | 96,899 kW |
| 運輸部門 | ◆省エネ行動の実践 ◆道路交通流対策 | 省エネルギーに取り組めてい ると感じる市民の割合 ※ | 令和 3 年度調査値比 10 %以上向上 | 59.9 % |
| | | 自転車通行空間の整備延長 | 46.4 km (市道 22.4 km) (R10) | 2.6 km (市道 2.0 km) |
| | ◆次世代自動車の普及、燃 費改善 | 次世代自動車が占める割合 | 38 % | 11.9 % |
| 廃棄物部門 | ◆一般廃棄物 排出抑制 | 拠点回収事業の拡充、周知 | 推進 | 推進 |
| | | 出前環境教室参加人数 (廃棄物対策) (累積人数) | 2,800 人 | 735 人 |
| | | 市民一人一日あたりのごみ排 出量 ※ | 838 g | 982 g |
| | | リサイクル率 ※ | 31.3 % | 13.9 % |
| | | プラマーク (プラスチック製 容器包装) 分別収集量 ※ | 3,012 t | 3,637 t |

※は各基本目標の定量目標から再掲


基本施策 1 エネルギー利用に伴い排出される温室効果ガスの削減

<施策の実施状況>

◆地球温暖化対策

| 事業・施策名 | 事業・施策内容／令和4年度実績 | 担当部署 |
|-------------------|--|----------------|
| 徳島市地球温暖化対策推進計画の推進 | 令和3年3月に策定した第3次徳島市地球温暖化対策推進計画に基づいて、徳島市域から排出される温室効果ガスの削減に向けて市民・事業者・市が目標を共有し、各主体が連携・協働して計画の効果的な推進を図ることを目的として、省エネルギーや省資源に配慮した取組を呼びかけています。 | 環境保全課 |
| 広報紙等による情報提供 | 日常生活の中で温室効果ガスを減らす取組について、広報紙・ホームページ等により情報を提供しました。 ・広報とくしま 「夏の省エネに取り組もう！」(7月15日号) 「冬の省エネ！ できることから取り組もう」(11月15日号) | 環境保全課 |
| 徳島市エコオフィスプランの推進 | 率先して環境に配慮した行動に取り組み、市の事務・事業から排出する温室効果ガスを削減するため、「徳島市エコオフィスプラン」を推進しています。職員の環境への意識向上を図るため、エコオフィス推進員会議を実施するほか、庁内環境情報紙の発行、庁内放送等により積極的な取組の呼びかけを行っています。 (令和4年度温室効果ガス排出量は、平成25年度比で34.7%削減) | 環境保全課 |
| LED防犯灯設置に対する助成 | 地域における夜間の犯罪の未然防止と通行の安全確保を図り、地域の環境整備に努めるとともに、省エネルギーを推進するため、LED防犯灯設置(新設)に対する助成を64灯、機種変更に対する助成を10灯実施しました。 | 市民生活相談課 |
| 教育施設の省エネルギーの推進 | エネルギー消費設備等の更新の際に省エネルギー型機器等を導入し、エネルギー消費の低減を図りました。 | 教育総務課 |
| 配水施設の省エネルギーの推進 | 揚水ポンプの更新において、高効率モーターの機器を採用し、消費電力を削減しました。 | 上下水道局 浄水課 |
| ごみ焼却処理の余熱利用 | ごみ焼却で発生する排ガスの熱を利用して温水を作り、給湯や暖房に使用しています。また場外の福祉施設に温水を循環することで、熱の供給を行い、給湯や暖房に利用しています。 | 西部環境事業所 施設課 |
| バイオマスエネルギーの利用 | 下水汚泥から発生する可燃ガス(メタンガス)をボイラーの燃料として有効活用しています。 | 中央浄化センター |

◆再生可能エネルギーの利用促進

| 事業・施策名 | 事業・施策内容／令和4年度実績 | 担当部署 |
|------------------------------|--|---|
| 公共施設への太陽光発電の導入 | <p>公共施設への太陽光発電システムの導入を進めています。</p> <p>太陽光発電導入施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎（出力 100.2kW） ・コミュニティセンター 9 か所（出力合計 55.4kW） ・保育所 4 か所（出力合計 26.1kW） ・認定こども園 2 か所（出力合計 10.6kW） ・市営住宅 1 か所（出力 12.3 kW） ・第十浄水場（出力合計 2,000kW） ・市民病院（出力 10.5kW） ・小学校 6 か所（出力合計 117.5kW） |  <p>上下水道局第十浄水場 大規模太陽光発電設備</p> <p>財産管理活用課 市民協働課 子ども保育課 住宅課 上下水道局 浄水課 病院局 教育総務課</p> |
| 住宅用太陽光発電システム・蓄エネルギー機器等導入支援事業 | <p>地球温暖化対策の推進及び脱炭素社会の形成を図ることを目的に、住宅に太陽光発電システム、蓄電システム、電気自動車等充給電設備（V2H）を設置する市民に補助金を交付しました。</p> <p>令和4年度交付実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅用太陽光発電システム（5万円） 85件 ・家庭用蓄電システム（10万円） 48件 ・電気自動車等充給電設備（10万円） 2件 | 環境保全課 |
| 電力の地産地消モデル構築事業 | 市内企業・事業者を対象に、PPAなどの太陽光発電設備の導入方法の説明、国の動向等の情報提供を行いました。（参加数 27事業者） | 環境保全課 |

基本施策2 脱炭素まちづくりの推進

<施策の実施状況>

◆環境に配慮した交通対策

| 事業・施策名 | 事業・施策内容／令和4年度実績 | 担当部署 |
|----------------|---|-------|
| 地域公共交通活性化事業 | 令和2年3月に策定した徳島市地域公共交通網形成計画に基づき、徳島市交通局からの移行予定路線の運行ルート・ダイヤなど運行内容の見直しを図るとともに、徳島市地域公共交通会議や移行済み路線の利用実態調査を実施し、市営バス路線のスムーズな移行・再編を進めています。 | 地域交通課 |
| 交通渋滞対策の啓発 | 市内の交通渋滞の緩和・解消のため、徳島地区渋滞対策推進協議会を事業主体として広報・啓発活動を実施しました。 <ul style="list-style-type: none"> ・四国まるごと公共交通利用促進キャンペーン図画コンクール応募作品展示 ・パーク&ライドの実施（阿南市、藍住町、北島町、石井町） ・交通エコライフキャンペーンの開催 | 地域交通課 |
| 地域間幹線系統バスの運行維持 | 地域住民の生活に必要なバス路線の維持・確保のため、広域的・幹線的なバス路線（徳島バスが運行）を対象に負担金を納入しました。 | 地域交通課 |

| | | |
|------------------------|---|---|
| 循環バスの運行 | バスの利便性向上を図るため、中央循環線に加えて、川内、東部、南部の計4路線の循環バスを運行しています。 | 地域交通課 交通局 |
| バスロケーションシステムによる運行情報の発信 | バスの運行状況をスマートフォンなどからリアルタイムで簡単に確認できるバスロケーションシステム「とくしまバス Navi いまドコなん」を、徳島県、徳島県バス協会及び徳島バスと共同で整備し、サービスを提供しています。 | 地域交通課 交通局 |
| バス利用環境の整備 | バスの利用促進のための環境設備として、末広住宅前バス停留所にソーラー照明付きパネル標識を設置しました。 | 交通局 |
| 自転車通行空間整備の推進 | 徳島市自転車活用推進計画に基づき、自転車利用者だけでなく全ての人にとって安全で快適な自転車通行空間を整備し、自転車利用を促進しています。令和4年度は1.3km整備しました。 | 道路建設課 |
| 幼児の通学あんしん対策の実施 | 市内保育施設の正門前または付近の横断歩道等の前後に、樹脂系すべり止めカラー舗装を施工することにより、車両の急ブレーキ時の制動距離を短くするとともに、カラー化によりドライバーに視覚的に注意を喚起し、園児の安全確保を図りました。令和4年度は5か所施工しました。 | 道路建設課 |
| ノーマイカーデーの推進 | 職員の通勤時の公共交通機関の利用、徒歩や自転車の利用を推進するため、毎月10・20・30日を「ノーマイカーデー」とし、通勤時の自家用車の利用を控えるよう呼びかけています。 | 環境保全課 |
| 低公害車の計画的な導入 | 自動車からの温室効果ガスの排出を抑制するため、市公用車等（軽乗用車、軽貨物車、小型貨物車）について、車両の更新時期等にあわせて低公害車の導入を進めています。令和4年度は7台を導入しました。 | 財産管理活用課 環境保全課 耕地課 住宅課 上下水道局 お客さまセンター |
| EV導入と実証実験にかかる連携協定 | <p>徳島市と三菱自動車工業株式会社（以下「三菱自動車」）、四国電力株式会社（以下「四国電力」）及び四電ビジネス株式会社（以下「四電ビジネス」）が、相互に連携し、EVを活用した環境に優しく、災害に強い持続的なまちづくりを推進し、カーボンニュートラル社会の実現とSDGs達成に向けた取組の更なる強化を図っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三菱自動車は、同社の軽商用EVを四電ビジネスに2台提供し、徳島市から走行距離や走行時間、消費電力量などのデータを取得・分析することで、公用車市場を視野に入れた今後のEV開発に役立てていきます。 ・四電ビジネスは、三菱自動車から提供を受けた2台のEVを、メンテナンスサービスを付加して、徳島市にリース提供します。 ・四国電力は、普通充電器2台を徳島市に提供し、詳細な充電データを取得・分析することで、現在商用化を検討しているEV充電サービスの展開に活用します。また、充電器で使用する電気は、CO2フリー電気としています。 ・徳島市は、平時は2台のEVを公用車として活用し、CO2排出量の削減効果や充電設備などの使い勝手等を検証しつつ、将来の導入拡大に向けた検討を進めます。また、非常時（停電時）には、避難所等での電源として活用します。 | 財産管理活用課 |

◆吸収源対策及びヒートアイランドの緩和

| 事業・施策名 | 事業・施策内容／令和4年度実績 | 担当部署 |
|----------|---|-------|
| 保存樹木等の指定 | 徳島市と市民が一体となって樹木の保全育成に努め、緑化の推進による市民福祉を増進することを目的として、徳島市緑化条例により、保存樹木・樹林を指定しています。 | 公園緑地課 |

基本施策3 気候変動につよいまちづくり

〈施策の実施状況〉

◆自然災害対策

| 事業・施策名 | 事業・施策内容／令和4年度実績 | 担当部署 |
|----------------------|--|-------|
| 中小企業のBCP（事業継続計画）策定支援 | 徳島県内の中小企業を対象に、セミナーを実施することにより、新型コロナウイルス感染症に代表される感染症や大規模災害等の発生に備え、BCPの策定に取り組む企業を支援しています。令和4年度は、事業継続力強化計画ワークショップ（2回シリーズのセミナー）を開催しました。 | 経済政策課 |
| 洪水・高潮ハザードマップの周知 | 住民が居住地の災害リスクや避難場所等について、調べやすく見やすいハザードマップを作成・周知しています。 住民等の円滑かつ迅速な避難を図るため、「徳島市洪水・高潮ハザードマップ」を1階案内や危機管理課窓口・各支所・イオンタウン等にて配布するとともに、市ホームページへの掲載や国が管理するハザードマップ一覧ホームページから市ホームページへのリンクを掲載し、周知を図りました。 | 危機管理課 |
| 災害対策本部組織部別訓練の実施 | 災害時における職員の対応力強化を図るため、災害対策本部各班の個別訓練を実施し、課題の解消を図りつつ、実践体制の整備を図っています。令和4年度は避難対策部の情報収集・避難所開設に係る図上訓練を実施し、災害時における職員の対応力強化を図りました。 | 危機管理課 |
| 市民総合防災訓練の実施 | 将来発生することが想定される南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、避難所運営訓練を主体とした総合防災訓練を、加茂・内町の2地区において実施しました。 | 防災対策課 |
| 避難支援マップの作成支援 | 徳島大学と連携して、住民自らが考え作成する避難支援マップの作成を支援しています。令和4年度は、上八万・南井上の2地区での作成を行いました。 | 防災対策課 |

◆健康被害防止

| 事業・施策名 | 事業・施策内容／令和4年度実績 | 担当部署 |
|-------------------|--|-----------------|
| 新型コロナウイルスの感染防止の推進 | 新型コロナウイルスの感染防止のため、徳島駅などで感染防止策について啓発するとともに、ホームページなどで周知を行いました。 | 危機管理課 |
| 熱中症予防対策 | 気温の上昇等による熱中症を予防するため、ホームページなどで注意喚起や予防対策についての周知を図りました。 | 健康長寿課 消防局警防課 |

基本目標 2 いつまでも健康で安心して暮らせるまち

【生活環境】



<定量目標>

| 基本施策 | 指 標 | 目標値 (R12) | 実績値 (R4) |
|---|---|-----------|----------|
| ◆水環境・土壌環境の保全 ◆大気環境・音環境の保全 ◆有害化学物質などへの対策 | 生活排水が適切に処理されていると感じる市民の割合 | 70.0 % | 52.7 % |
| | 水質汚濁（BOD、COD）に係る環境基準達成率 | 継続達成 | 達成 |
| | 污水処理人口普及率 | 90.0 % | 84.5 % |
| | 大気汚染に係る環境基準達成率（SO ₂ 、NO ₂ 、SPM） | 継続達成 | 達成 |
| | 騒音に係る環境基準達成率（道路に面する地域を除く） | 継続達成 | 達成 |
| | 有害化学物質（ダイオキシン類）に係る環境基準達成率 | 継続達成 | 達成 |

基本施策 1 水環境・土壌環境の保全

河川の汚濁

徳島市内には、「四国三郎 吉野川」をはじめ、一級河川 24、二級河川 7、準用河川 3 及び普通河川 100 の合計 134 の河川が流れています。

市内の河川は昭和 30 年以降、工場排水が原因で水質汚濁が急速に進みましたが、昭和 45 年に制定された水質汚濁防止法等により工場・事業場からの排水は厳しく規制されるようになったため、水質は大きく改善されました。一方、住宅密集地の近くを流れる中小の河川では、周辺から流れ込む生活排水の影響により、水質の汚濁が進んでいます。

徳島市では河川の汚濁状況を把握するために、定期的に水質調査を実施しています。

●環境基準

環境基本法では、水質汚濁に関して「人の健康の保護に関する環境基準」（健康項目）と「生活環境の保全に関する環境基準」（生活環境項目）を定めています。健康項目は、河川・海域などの全ての公共用水域に一律に基準が定められており、生活環境項目については、水域ごとに利水目的に応じて類型を定め、類型ごとの基準値を設定しています。

●環境基準の達成状況

河川では、生活環境項目の汚れの指標である BOD（海域では COD）により、環境基準の評価を行います。市内では、吉野川、今切川、新町川水域及び勝浦川下流が河川として、勝浦川河口が海域として類型指定されていますが、令和 4 年度はいずれの地点においても環境基準を達成しています。健康項目（カドミウム、水銀等）についても、全水域で環境基準を達成しています。

河川・海域の水質と環境基準値

| | 河川名 | 測定地点名 | 類 型 | 環境基準値 (BOD) | 測定結果 (BOD75%値) | | |
|-----|-------|--------|----------|----------------|----------------|-----|-----|
| | | | | | R2 | R3 | R4 |
| 河川 | 吉野川 | 吉野川大橋 | A | 2mg/L 以下 | 1.6 | 1.7 | 1.2 |
| | 今切川 | 鯛浜堰上流側 | C | 5mg/L 以下 | 2.5 | 1.8 | 2.1 |
| | | 加賀須野橋 | B | 3mg/L 以下 | 1.5 | 1.7 | 1.6 |
| | 新町川 | 新町橋 | C | 5mg/L 以下 | 2.9 | 2.4 | 2.2 |
| | | 旧漁連前 | B | 3mg/L 以下 | 1.8 | 2.1 | 2.5 |
| 勝浦川 | 飯谷橋 | A | 2mg/L 以下 | 0.9 | 1.1 | 0.7 | |
| 海域 | 勝浦川河口 | 勝浦浜橋 | B | 3mg/L 以下 | 2.1 | 1.8 | 1.2 |

※BOD75%値とは、環境基準を評価するための数値であり、年間 12 回の測定値を低い順から並べて 75%の位置 (9 番目) にくる値の事です。吉野川大橋は補助点です。海域の数値は全て COD です。

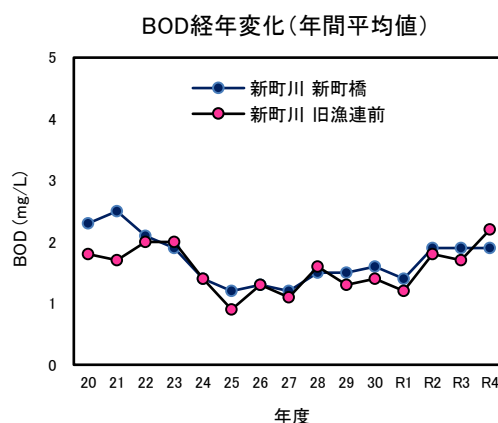
●主な河川の水質

(1) 新町川

「水の都・徳島」のシンボル新町川は、昭和 40 年頃は、工場や家庭からの排水の影響で汚染が進んだため、BOD は 30mg/L 前後もあり、魚の住むことが出来ない「死の川」とまで呼ばれていました。

その後は、工場排水の規制や下水道整備、吉野川の水を導水する新町川浄化ポンプ場の設置などにより、水質は大きく改善され、新町橋付近でも多くの魚をみるできるようになりました。

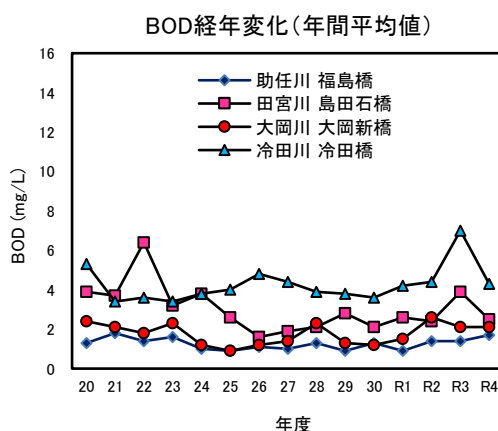
現在でも、夏になると植物プランクトンの影響により、水が赤く変色することがありますが、BOD は年平均で 1~2mg/L 前後で推移しており、水質は良好な状態です。



(2) 新町川水系の他河川

田宮川や冷田川は、流域の住宅から流れ込む生活排水等の影響による汚濁が見られますが、合併処理浄化槽の普及等により、徐々に水質が改善されています。

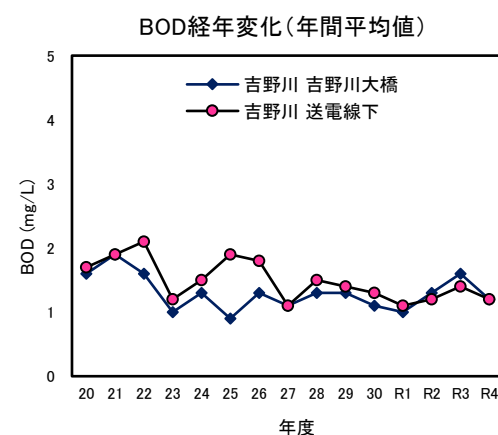
また、北部浄化センターが平成 11 年に稼働を始め、順次下水道整備を進めており、周辺を流れる大岡川等の水質改善につながっています。



(3) 吉野川

県内最大の河川であり、上水道、工業用水、かんがい用水等として広く利用されています。

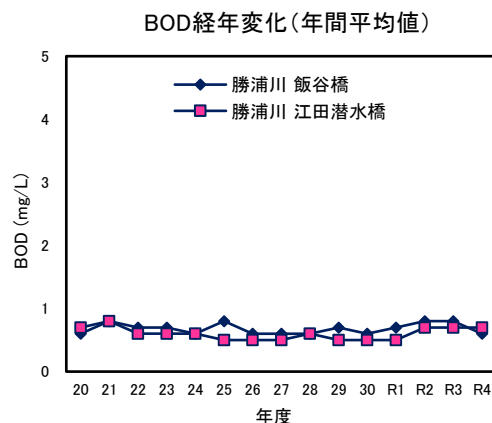
水質の経年変化をみると、BOD は 2mg/L 前後で良好な水質を保っています。吉野川は水量が豊富であるため、水質も安定しています。



(4) 勝浦川

県内の二級河川の中で最も大きな河川で、農業用水、上水道等に利用されています。流域に工場等の汚染源が少ないため、BODは1mg/L以下と良好な水質を保っています。

自然豊かな川で、飯谷町付近では川原が広がり、夏には川遊びやバーベキューなどを楽しむ人で賑わいます。



BOD(生物化学的酸素要求量)とCOD(化学的酸素要求量)

BODは、水中の有機物などが微生物により酸化・分解される際に消費される酸素量のことで、一方、CODは、有機物などが過マンガン酸カリウムにより化学的に酸化・分解される際に消費される酸素量のことで、どちらも水の汚れを表す指標であり、数値が大きくなるほど水が汚れています。BODは河川、CODは海域や湖沼の汚れ具合を示す指標として用いられています。コイやフナなどの魚が住むためには、BOD5mg/L以下の水質が必要といわれています。

海水浴場の水質

小松海岸は市街地から近い距離にあるため、海水浴、釣り、サーフィンなどのマリンスポーツの場だけでなく、市民の憩いの場として親しまれています。

徳島市は、海水浴場の開設期間前と期間中の2回、水質検査を行っています。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症等の影響により開設が中止となりましたが、開設期間前に実施した水質検査は水浴に適した水質でした。



地下水

地下水は、水質が良好で安定した水源であるため、生活用水や工業用水、農業用水などに広く利用されてきました。しかし、近年、身体に悪影響を及ぼすテトラクロロエチレン、トリクロロエチレンなどの化学物質が工場やクリーニング店から排出され、地下水を汚染していることが全国各地で判明し、大きな問題となっています。また、農地の肥料や畜産由来による地下水の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の基準超過も全国的にみられます。

徳島市では、有害物質による地下水汚染の未然防止を図るため、工場・事業場に対して有害物質の取扱方法について指導を行っています。また、水質汚濁防止法に基づき、市内の地下水の状況を把握するため、年に1~2回、地下水質の調査を実施しています。

令和4年度は11地点で調査を実施した結果、全ての地点で環境基準を達成していました。

工場・事業場の排水規制

●排水濃度の規制

瀬戸内海環境保全特別措置法、水質汚濁防止法、徳島県生活環境保全条例により定められた施設(特定施設等)を設置している工場・事業場は、施設の内容等を届け出る(瀬戸内法は許可手続き)義務があり、そのうち1日の排水量が50m³以上、またはカドミウムやシアンなどの有害物質を排出する工場・事業場には、排水基準が適用され、水質の規制を受けます。

排水基準には、国が定めた基準(一律基準)と徳島県生活環境保全条例により、業種等に応じて定められた厳しい基準(上乘せ基準)があります。

市内には法・条例に基づく届出工場・事業場が744(瀬戸内法:49、水濁法:670、県条例:25)あります。(令和4年度末現在)

●排出総量の規制

瀬戸内海のように閉鎖性水域の水質改善を図るためには、水域に流入する汚濁の総量を削減する必要があります。そこで、瀬戸内海の関係府県の区域には、COD や富栄養化の原因となる窒素含有量及びりん含有量について総量規制制度が導入されています。

総量規制は、1日あたりの平均的な排水量 50m³ 以上の特定事業場に対して、排水量に各項目の濃度を乗じて得た数値を許容限度として、各事業場に負荷量が割り当てられます。市内には対象となる事業場が 102（瀬戸内法：45、水濁法：57）あります。（令和 4 年度末現在）

●有害物質地下浸透に関する規制（地下水汚染防止に関する規制）

カドミウムやシアンなどの有害物質による地下水の汚染を未然に防止するために、有害物質の使用・貯蔵等を行う施設の設置者は、当該施設について届け出る義務があります。また、施設の構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及び結果の記録・保存が義務づけられています。

●監視・指導の状況

徳島市では、排水基準の適用を受ける工場・事業場に対して、定期的に立入調査や排水等の水質検査を行っており、排水基準の違反が確認された場合には、違反原因の究明や改善対策について報告を求め、違反が再発しないよう指導しています。また、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設を設置している事業場に対し、それらの構造基準の遵守や定期点検の実施状況などについて確認を行い、問題点の指導等を行っています。その他、規制のかからない事業場に対しても、汚水処理施設の設置や排水管理方法等について指導を行っています。

<施策の実施状況>

◆水環境のモニタリング

| 事業・施策名 | 事業・施策内容 / 令和 4 年度実績 | 担当部署 |
|------------|---|-------|
| 公共用水域の水質調査 | 徳島市内の水質の状況を把握するために、22 地点（15 河川）で水質調査を実施しました。 全ての地点で BOD、COD 及び健康項目（カドミウム、水銀等）について環境基準を達成できました。 | 環境保全課 |

◆事業活動による水質汚濁の防止

| 事業・施策名 | 事業・施策内容 / 令和 4 年度実績 | 担当部署 |
|---------------|--|-------|
| 水質汚濁に関する監視・指導 | 令和 4 年度は延べ 81 規制対象事業場に対し、立入調査を実施し、排水の調査・指導等を行いました。 | 環境保全課 |

生活排水対策

家庭や事務所で使われ排出される水のことを「生活排水」といい、トイレからのし尿排水と炊事や洗濯、風呂などからの生活雑排水に分けられます。このうち、し尿排水はすべて下水処理場やし尿処理施設、浄化槽などで浄化後、河川に放流されます。

一方、徳島市の場合、生活雑排水の約 16%が浄化されずにそのまま河川に流されており、河川を汚す大きな原因となっています。

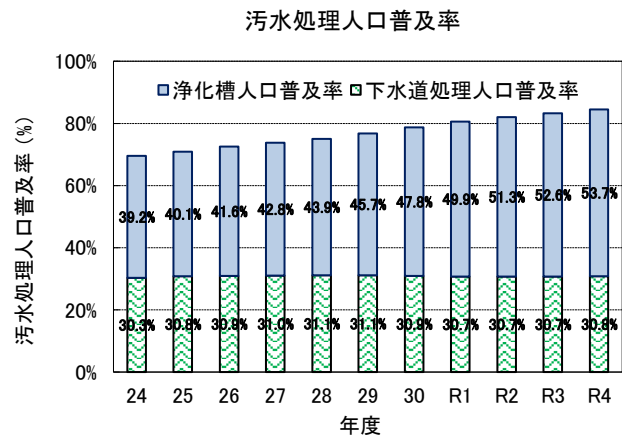
徳島市では、生活排水対策として下水道の整備、合併処理浄化槽の設置促進に努めているほか、平成 3 年に水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域の指定を受けたことにより、「徳島市生活排水対策推進計画」を策定し、生活排水による河川の汚濁防止に取り組んでいます。その取組として、市内各地での研修会の開催や、教材・パンフレットの配布、市民参加による運動の展開を図り、意識啓発と水質浄化実践活動の継続などに努めています。

汚水処理人口普及状況

本市の汚水処理人口普及率は令和4年度末現在で84.5%となっており、内訳は下水道処理人口普及率30.8%、浄化槽人口普及率53.7%となっています。

生活排水による河川などの水質悪化を防止するため、関係法令が改正され、平成13年度からは、トイレの汚水と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽のみを浄化槽として扱うことになりました。この改正により、トイレの汚水のみを処理する単独処理浄化槽は、みなし浄化槽という扱いになり、新規の設置ができなくなり、合併処理浄化槽への転換が進められています。

そのため、汚水処理人口普及率は年々、上昇していますが、令和4年度末現在では84.5%と、徳島県の67.4%は上回っているものの、全国平均の92.9%には達していません。



資料：徳島県県土整備部

〈施策の実施状況〉

◆生活排水への対策

| 事業・施策名 | 事業・施策内容／令和4年度実績 | 担当部署 |
|------------------|--|-------------------------------|
| 徳島市生活排水対策推進計画の推進 | 令和4年度に、令和12年度を目標とした第3次徳島市生活排水対策推進計画の策定を行いました。計画では、生活排水対策に関する講座への参加者数など4つの定量目標を掲げ、生活排水処理施設の整備や環境講座の開催、生活排水浄化実践推進員との連携などに取り組むこととしています。 ・生活排水対策に関する講座への参加者数 806人 ・生活排水リーフレット「川や海をみんなできれいに！」の作成、配布 | 環境保全課 |
| 生活排水浄化実践推進員の活動支援 | 市が進める生活排水対策事業にボランティアで協力し、地域等において生活排水対策に取り組む市民を、生活排水浄化実践推進員として登録する制度を設けています。市では、推進員が地域において啓発するための用品の貸出・提供などの支援のほか、活動をより良くするための意見交換会などを開催しています。 ・推進員登録者数 115人 ・推進員による啓発活動（12回 約2,720人参加） | 環境保全課 |
| 公共下水道事業 | 家庭・工場から排出される汚水の処理や、雨水の速やかな排除等を目的に公共下水道の整備を進めています。また、下水道施設の状態を良好に保つとともに老朽化した管路施設、機械電気設備の改築や処理場・ポンプ場の耐震・耐津波対策を推進しています。 (公共下水道の排水総面積：令和4年度末現在 1,450.85ha) | 上下水道局 下水道整備課 |
| 下水処理場の適正な管理・運営 | 公共下水道処理区の下水を適切に処理し、放流しています。また、降雨時には雨水を速やかに排水させ、市街地への浸水を防ぐため、適正な管理・運営を行っています。 | 上下水道局 中央浄化センター 北部浄化センター |

| | | |
|-----------------|---|-------|
| 合併処理浄化槽設置費補助事業 | 単独処理浄化槽やくみ取り槽から、台所・洗濯などの生活排水をトイレの汚水と併せて浄化する「合併処理浄化槽」へ設置替えする人が一定条件を満たす場合、設置費用の一部を補助しています。 令和4年度は44基の転換（取下1基）の補助申請を受け付けました。また、単独処理浄化槽世帯を対象にチラシを配布するなど、合併処理浄化槽への転換に向けた啓発を行いました。 | 環境保全課 |
| 廃食用油の回収事業 | 資源ゴミの回収団体が行う回収事業や市のエコステーションを通じて、廃食用油の資源回収・リサイクルを行っており、集めた廃食用油は業者に引き取ってもらい、飼料・肥料の原材料に活用しています。 (廃食用油回収量 11.2t) | 環境政策課 |
| 浄化槽清掃業者に対する指導監督 | 生活排水の浄化を推進するため、浄化槽清掃業者に対し、指導すべき事例が発生するごとに、業務の適正な実施を指導しています。 | 環境政策課 |

土壌汚染対策

土壌が、有害物質等に汚染されると、汚染された土壌や地下水を摂取することによる人の健康への影響のほか、農作物や植物の生育阻害、生態系への影響などが起こる恐れがあります。また、土壌はいったん有害物質等に汚染されると、汚染物質が蓄積され、汚染が長期にわたるといった特徴があります。

徳島市では、工場に対して水質汚濁防止法や土壌汚染対策法による立入調査、有害物質の取扱い等について指導を行い、土壌汚染の未然防止に努めるとともに、土壌汚染に関する情報が適切に開示されるよう事業者や土地の所有者に指導を行っています。

このほか土壌汚染対策法で義務づけられている3,000㎡以上の土地の形質変更時に提出される届出を審査することで、土壌汚染状況調査の必要性を判断するなど、土壌汚染の拡散防止に努めています。

〈施策の実施状況〉

◆地下水・土壌汚染対策の推進

| 事業・施策名 | 事業・施策内容／令和4年度実績 | 担当部署 |
|---------------|--|-------|
| 土壌汚染に関する監視・指導 | 令和4年度は法対象事業場計21事業場に対し、立入調査を実施しました。また、指定区域に対し、随時、確認調査を実施しました。 このほか道路整備等に伴う土地の形質変更の届出が23件あり、審査を行いました。 | 環境保全課 |
| 農薬の適正使用の周知・徹底 | 農薬による環境汚染を防止するため、ホームページ等を利用して農薬の適正使用の周知を図りました。 | 農林水産課 |

基本施策2 大気環境・音環境の保全

大気環境

大気汚染とは、工場や事業場、自動車から排出される汚染物質により、人の健康や生活環境に悪い影響が出るような状態をいいます。汚染物質は主に呼吸器を通して人体に入るため、呼吸器疾患など人の健康を害する場合や、植物に対して生育障害を及ぼすこともあります。

このような物質には、人の健康を守るために維持することが望ましい指標として、「環境基準」が定められています。

徳島市では、大気汚染を監視するため、大気の測定を行っていますが、各汚染物質の年平均値は、近年は全国と同様に、ほぼ横ばいながら緩やかな改善傾向が見られます。しかし、一部の幹線道路沿いでは、自動車の排出ガスの影響により二酸化窒素等の濃度が高い状況にあります。

●環境基準

環境基本法により、大気汚染物質についての維持することが望ましい基準（環境基準）が、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、光化学オキシダント、一酸化炭素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、ジクロロメタンの 10 物質について定められています。

●監視体制

徳島市内には、一般的な大気汚染の状況を把握するための一般環境大気測定局 [4 局 : 川内・応神・徳島（新蔵）・多家良] と道路周辺における状況を把握するための自動車排出ガス測定局 [自排徳島（新蔵）] の計 5 局を県市共同で設置しており、二酸化硫黄や二酸化窒素などの大気汚染物質、風向・風速などを 24 時間連続で測定しています。

これらの測定局から得られたデータは、環境基準の適合状況の把握や大気汚染に関する緊急時の対策に利用しているほか、環境影響評価や広域的な汚染メカニズムの解明の基礎資料として活用されています。

また、環境省では、測定局のデータ（速報値）を「大気汚染物質広域監視システム（愛称：そらまめ君）」によりリアルタイムに収集・情報提供を行っており、インターネットや携帯電話用サイトを通じて最新の大気の情報を知ることができます。

●環境基準の達成状況（令和 4 年度）

| 物質名 | 基準値 | 一般環境測定局 | | | | 自排徳島（新蔵） |
|------------|--|---------|----|--------|-----|----------|
| | | 川内 | 応神 | 徳島（新蔵） | 多家良 | |
| 二酸化硫黄 | 0.04ppm（1 日平均値）かつ 0.1ppm（1 時間値）以下 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 二酸化窒素 | 0.06ppm（1 日平均値）以下 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 浮遊粒子状物質 | 0.10mg/m ³ （1 日平均値）かつ 0.20 mg/m ³ （1 時間値）以下 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 微小粒子状物質 | 15 μg/m ³ （年平均値）かつ 35 μg/m ³ （1 日平均値）以下 | | | ○ | | |
| 光化学オキシダント | 0.06ppm（1 時間値）以下 | × | | × | | |
| 一酸化炭素 | 10ppm（1 日平均値）かつ 20ppm（8 時間平均値）以下 | | | | | ○ |
| トリクロロエチレン | 130 μg/m ³ （年平均値）以下 | | | | | ○ |
| テトラクロロエチレン | 200 μg/m ³ （年平均値）以下 | | | | | ○ |
| ベンゼン | 3 μg/m ³ （年平均値）以下 | | | | | ○ |
| ジクロロメタン | 150 μg/m ³ （年平均値）以下 | | | | | ○ |

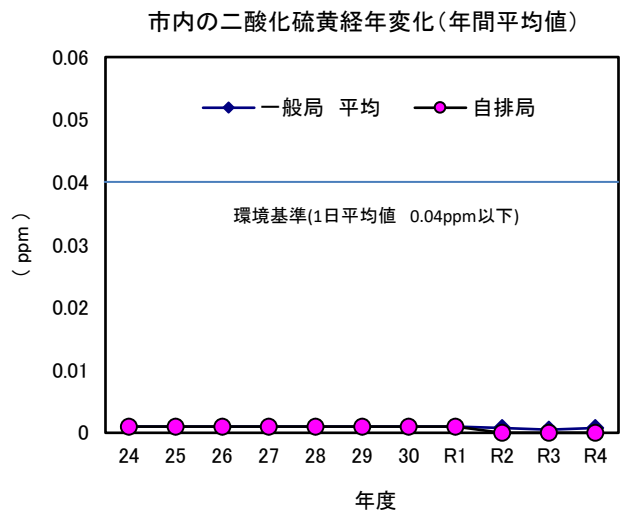
（○：達成 ×：未達成）

●大気汚染物質の状況

(1) 二酸化硫黄 (SO₂)

工場・事業場で使用する重油等の硫黄分を含む物質の燃焼に伴い発生します。酸性雨の原因になるほか、人の健康についても呼吸器系に影響があるといわれています。

近年は脱硫技術が進歩し、ばい煙発生施設等で使用する燃料中の硫黄分の低下により、測定した5局とも環境基準値を大きく下回っています。

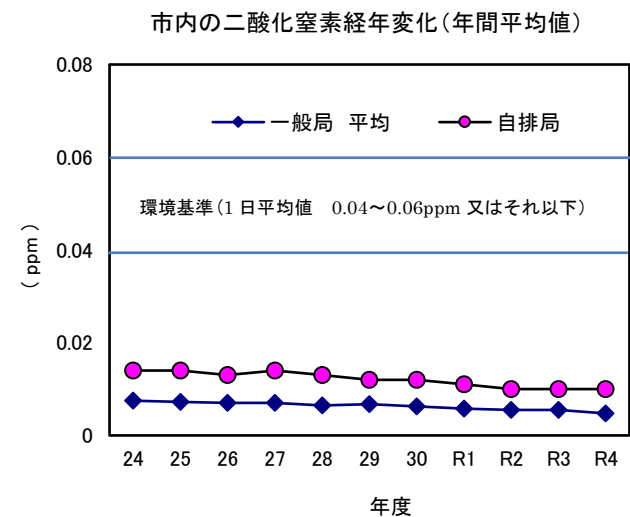


(2) 二酸化窒素 (NO₂)

燃焼に伴い発生する物質で、自動車排出ガスや工場、焼却炉などが主な発生源となっています。

酸化窒素は、有害な光化学オキシダントをつくる原因物質の一つであり、また、酸化性や腐食性が強く、人間、動植物等に対して有害であることが知られています。

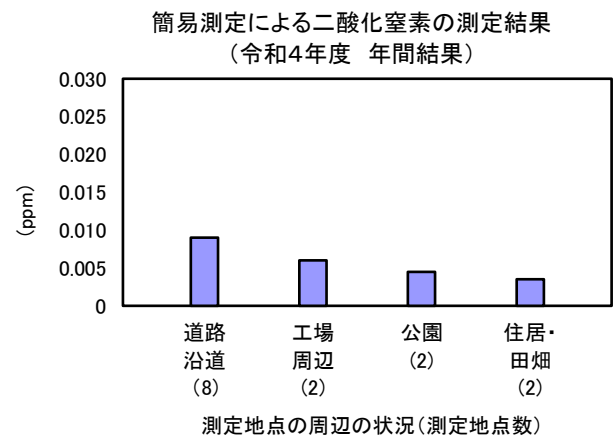
測定した5局とも環境基準を達成していますが、国道11号線の沿道にある自排徳島局は、自動車排出ガスの影響により、一般局より高い傾向にあります。



◇簡易測定器による二酸化窒素調査

自動車の排出ガスによる大気汚染の影響を調査するため、年2回、道路沿道や交差点等14地点において二酸化窒素の簡易測定器(フィルターバッジ)を用いた測定を実施しました。

その結果、交通量の多い国道や県道の沿道は、その他の地域に比べて二酸化窒素の濃度が高い地点もありますが、環境基準値を上回る濃度は検出されませんでした。



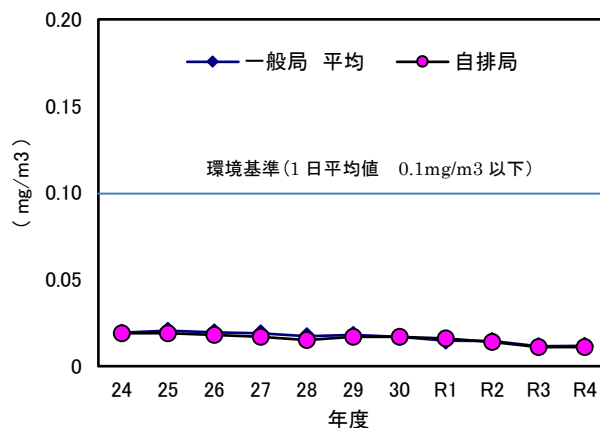
(3) 浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊している粒子状の物質のうち、粒径が10ミクロン以下の小さいものをいいます。SPMは、微小であるため、大気中に長時間滞留し、気道または肺胞に吸着しやすく、人の呼吸器に悪影響を与えます。近年、大都市ではディーゼル車の排ガスによる汚染が大きな問題となったことから、自動車排出ガス規制が強化されています。

環境基準を下回っており、年間平均値も前年度と同じく低濃度となっています。

また、微小粒子状物質 (PM_{2.5}) については、浮遊粒子状物質よりもさらに小さな粒子で、非常に小さいため、肺の奥まで入りやすく、肺がん、呼吸系、循環器系への影響が懸念されています。令和4年度については、環境基準の短期基準 (1日平均値 $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下) 及び長期基準 (1年平均値 $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下) とともに達成しているほか、濃度が暫定指針値 (日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$) を超過すると予測された場合に県が発令する注意喚起はありませんでした。

市内のSPM経年変化(年間平均値)



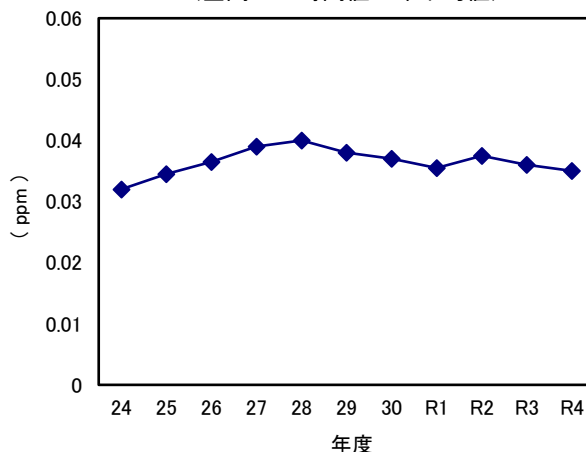
(4) 光化学オキシダント

自動車排出ガスや工場のばい煙などに含まれる窒素酸化物や炭化水素などが強い太陽光線を受けて光化学反応を起こしたものです。濃度が高くなると目やのどが痛くなったり、植物に悪い影響が出たりすることがあります。

全国的に環境基準の達成率が低く、徳島市内でも環境基準を達成していません。特に、夏期に高濃度になる傾向があり、注意報が発令される場合があります。

現在、国において越境汚染等の影響も含めた原因の解明や対策等について検討が進められています。

市内の光化学オキシダント経年変化
(昼間の一時間値の年平均値)



◇光化学オキシダント注意報の発令

大気中の光化学オキシダント濃度が一定レベルを超えた場合には、「徳島県大気汚染緊急時対策措置要綱」に基づき、注意報等の発令が行われます。発令が行われると、工場等では、ばい煙排出の削減等の対策が行われます。

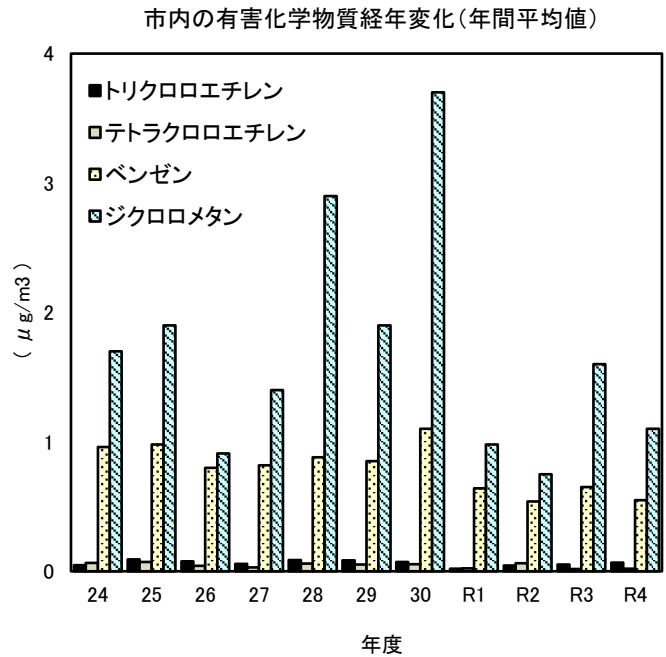
徳島市域では、令和4年度に注意報等の発令はありませんでしたが、令和元年5月24日に11年ぶりに注意報の発令がありました。

(5) その他の有害化学物質

低濃度ながら長期間にわたってばく露することによって人への健康影響が懸念される有害大気汚染物質について、徳島市内では、環境基準が設定されているトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、ジクロロメタンの全ての物質で環境基準を達成しています。



徳島市イメージアップ
キャラクター「トクシィ」



<施策の実施状況>

◆大気環境・音環境のモニタリング

| 事業・施策名 | 事業・施策内容／令和4年度実績 | 担当部署 |
|---------|--|-------|
| 大気汚染の調査 | 徳島市内の大気汚染の状況を把握するために、年2回、道路沿いでの窒素酸化物の簡易測定(市内14地点)を行うとともに、結果をホームページで公開しています。 また、大気自動測定局舎を2地点(応神・多家良)設置し、常時(24時間連続)、大気汚染物質のうち硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質のそれぞれの濃度を測定しています。その他、相談があった際に、工場・事業場の監視・指導を実施しています。 | 環境保全課 |

悪臭

悪臭は、人に不快感や嫌悪感を与える臭いのことで、住民の衛生的で快適な生活環境に影響を及ぼします。

一般的には、シンナー臭やし尿臭、物が腐った臭いなどが挙げられますが、たとえ好ましい香りでも、高濃度に長時間さらされると悪臭として感じることもあります。

悪臭の元になる物質は、風向・風速等の気象条件によって拡散の方向や度合いが大きく異なることから、悪臭苦情を受けてすぐに調査に向かっても被害の状況が確認できないことがあり、解決を難しくしています。

●規制基準

悪臭防止法により、アンモニア、メチルメルカプタンなど22物質が特定悪臭物質として定められており、それぞれ排出濃度の許容限度として規制基準値を定めています。

これらの基準値は、生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域や、学校・病院などが存在する地域を指定し、指定した地域に対して規制が適用されます。

●特定悪臭物質と主な発生源

| 物質名 | におい | 主な発生源 | 物質名 | におい | 主な発生源 |
|---------------|----------------|-----------------|-------------|-------------------|----------------|
| アンモニア | し尿臭 | 畜産事業場、 化製場 | イソバニラアルデヒド | 甘酸っぱい焦げ臭 | 焼き付け塗装 工場 |
| メチルカプタン | 腐ったタマネギ臭 | パルプ製造、 化製場 | イソブタノール | (刺激的な) 発酵 臭 | 塗装工場 |
| 硫化水素 | 腐った卵臭 | 畜産事業場、 パルプ製造 | 酢酸エチル | (刺激的な) シン ナー臭 | 塗装工場、 印刷工場 |
| 硫化メチル | 腐ったキャベツ臭 | パルプ製造、 化製場 | メチルイソブチルケトン | (刺激的な) シン ナー臭 | 塗装工場、 印刷工場 |
| 二硫化メチル | 腐ったキャベツ臭 | パルプ製造、 化製場 | トルエン | ガソリン臭 | 塗装工場、 印刷工場 |
| トリメチルアミン | 腐った魚臭 | 畜産事業場、 化製場 | スチレン | 都市ガス臭 | 化学工場、 化粧板製造 |
| アセトアルデヒド | 刺激的な青ぐさい 臭い | 化学工場、 たばこ製造 | キシレン | ガソリン臭 | 塗装工場、 印刷工場 |
| プロピオンアルデヒド | 甘酸っぱい焦げ臭 | 焼き付け塗装 工場 | プロピオン酸 | (刺激的な) 酸っ ぱい臭い | 脂肪酸製造、 染色工場 |
| ノルマルブチルアルデヒド | 甘酸っぱい焦げ臭 | 焼き付け塗装 工場 | ノルマル酪酸 | 汗くさい臭い | 畜産事業場、 化製場 |
| イソブチルアルデヒド | 甘酸っぱい焦げ臭 | 焼き付け塗装 工場 | ノルマル吉草酸 | むれたくつ下臭 | 畜産事業場、 化製場 |
| ノルマルペンチルアルデヒド | 甘酸っぱい焦げ臭 | 焼き付け塗装 工場 | イソ吉草酸 | むれたくつ下臭 | 畜産事業場、 化製場 |

●悪臭防止の取組

悪臭苦情に対して、原因究明のための現地調査や立入調査を行い、指導・助言等苦情解決に向けて対応しています。また、化製場や廃棄物処理施設など、悪臭を発生する工場・事業場に対して、定期的に立入調査や悪臭物質の濃度測定を行い、悪臭防止施設の改善や維持管理などについて指導を行っています。

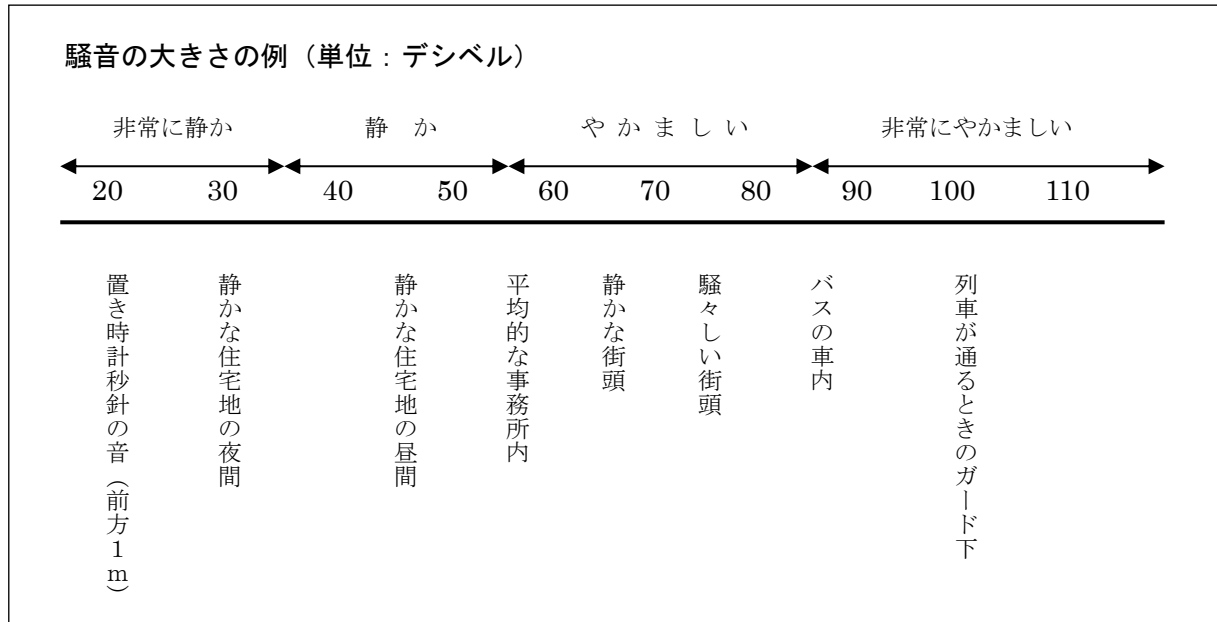
<施策の実施状況>

◆事業活動による大気汚染、悪臭発生の防止

| 事業・施策名 | 事業・施策内容／令和4年度実績 | 担当部署 |
|------------------|--|-------|
| 野外焼却の禁止に関する指導・監督 | 廃棄物の野外焼却について、市民から通報・苦情があれば現場確認し、焼却をやめるよう指導したうえで、市で収集しているものについては適正に排出してもらうよう働きかけています。 令和4年度は8件の野外焼却の苦情・相談がありました。 | 環境政策課 |
| 悪臭に関する監視・指導 | 悪臭防止法に基づき、常時監視の必要な市内の4事業所（化製場・と畜場・下水処理場・ごみ焼却場）に対し立入調査・試料採取・分析を行い、規制基準遵守等の必要な指導を実施し、生活環境の保全に努めました。（延べ81件の立入調査を実施） | 環境保全課 |
| 畜産環境の整備 | 畜舎やたい肥舎から周辺への影響を極力抑えるため、適宜徳島家畜保健衛生所と連携し、市内畜産農家に対して、家畜ふん尿の適正処理について指導しました。 | 農林水産課 |

騒音

騒音とは、一般的に「やかましい音」「好ましくない音」をいいます。しかし、騒音は人によって感じ方に大きな違いがあり、ある人には快適な音でも別の人にとっては迷惑な音であったり、また、同じ人でもその時の体調や心理状態によって感じ方が変わったりすることもあり、どんな音が騒音にあたるのか、一概には言えない難しさがあります。



●環境基準

環境基本法により騒音に係る環境基準として、地域の特性や時間帯により、また、道路に面する地域では車線数等により、それぞれ値が定められています。

徳島市では、快適な生活環境を保全するために、環境騒音（一般地域、道路に面する地域）の測定を行い、監視に努めています。

●騒音の状況

(1) 一般地域の騒音

市内における環境騒音の実態を把握するため、用途地域の類型別に選定した地点において24時間連続の騒音測定を行っています。

環境基準の達成状況（令和4年度）

単位：デシベル

| 地域の 類型 | 測定地点 | 測定値測定結果 (Leq) | | 環境基準値 | | 評価 | |
|-----------|--------|------------------|----|-------|----|----|----|
| | | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 |
| A | 国府町中 | 43 | 40 | 55 | 45 | ○ | ○ |
| B | 住吉1丁目 | 45 | 39 | 55 | 45 | ○ | ○ |
| B | 庄町3丁目 | 43 | 39 | 55 | 45 | ○ | ○ |
| C | 南内町1丁目 | 58 | 44 | 60 | 50 | ○ | ○ |

(○：達成 ×：未達成)

(2) 道路に面する地域の騒音

自動車保有台数の増加に伴い、自動車による騒音は幹線道路沿いの住民の生活環境に大きな影響を与えています。この自動車による騒音については「環境基準」のほか、騒音規制法により、道路周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるとき、県公安委員会や道路管理者に対して交通規制や道路構造の改善などの対策を取るよう要請できる「要請限度」が定められています。

このほか道路に面する地域では、一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等（沿道から 50m の範囲内）のうち、環境基準を達成する戸数及び達成率割合を把握することで、自動車騒音の影響を面的に評価しております。こうして得られたデータは、今後の総合的な道路環境の各種施策への反映を図る資料としています。

また、評価の結果は、国立環境研究所が運営するインターネットサイト「全国自動車交通騒音マップ」により路線地図とともに情報提供されています。

環境基準の達成状況及び要請限度の適否状況（令和 4 年度）

単位：デシベル

| 路線名 | 測定地点 | 測定結果 (Leq) | | 環境基準 | | 要請限度 | |
|-----------------|---------|------------|----|------|----|------|----|
| | | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 |
| 一般国道 11 号 | 川内町加賀須野 | 71 | 65 | 70 | 65 | 75 | 70 |
| | | | | × | ○ | ○ | ○ |
| 一般国道 55 号 | 南昭和町一丁目 | 70 | 66 | 70 | 65 | 75 | 70 |
| | | | | ○ | × | ○ | ○ |
| 一般国道 192 号 | 藍場町 | 69 | 63 | 70 | 65 | 75 | 70 |
| | | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 主要地方道 徳島引田線 | 中島田町二丁目 | 67 | 61 | 70 | 65 | 75 | 70 |
| | | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 主要地方道 徳島鴨島線 | 国府町北岩延 | 71 | 66 | 70 | 65 | 75 | 70 |
| | | | | × | × | ○ | ○ |
| 主要地方道 徳島小松島線 | 津田本町二丁目 | 69 | 61 | 70 | 65 | 75 | 70 |
| | | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 主要地方道 鮎喰新浜線 | 八万町沖須賀 | 66 | 57 | 70 | 65 | 75 | 70 |
| | | | | ○ | ○ | ○ | ○ |

(○：達成 ×：未達成)

※ 騒音対策を優先的に実施するとされた夜間の騒音レベルが 73dB を超える地点はありませんでした。また、類型指定のない地点での測定は、当該地点から最も近い類型・環境基準等を参考として当てはめています。

面的評価の結果（令和 4 年度）

| | 昼夜とも基準値以下 | | 昼のみ基準値以下 | | 夜のみ基準値以下 | | 昼夜とも基準値超過 | |
|---------------------|-----------|-------|----------|-------|----------|-------|-----------|-------|
| | 戸数 | 割合(%) | 戸数 | 割合(%) | 戸数 | 割合(%) | 戸数 | 割合(%) |
| 全戸数 (16,478 戸) | 15,953 | 96.8 | 275 | 1.7 | 92 | 0.6 | 158 | 1.0 |
| 近接空間 (6,006 戸) | 5,530 | 92.1 | 268 | 4.5 | 69 | 1.1 | 139 | 2.3 |
| 非近接空間 (10,472 戸) | 10,423 | 99.5 | 7 | 0.1 | 23 | 0.2 | 19 | 0.2 |

振 動

振動は、地盤や構造物などを伝わって人体に影響し、また、騒音を伴うことも多い感覚公害です。主な発生源としては、工場・事業場に設置される空気圧縮機、プレス機、鍛造機や建設作業で使用されるくい打機、ブレーカーなどがあります。

| 振動による影響（単位：デシベル） | | | | | |
|------------------|---------------------|------------|---------------|----------------|----------------|
| 40 | 50 | 60 | 70 | 80 | 90 |
| 常時微震 | 振動を感じ始める 睡眠影響はない | 浅い睡眠に影響がある | 深い睡眠にも影響が出始める | 人体に生理的影響が生じ始める | 労働環境（8時間）の許容限度 |

●騒音・振動に関する規制

(1) 工場・事業場に対する規制

「騒音規制法」「振動規制法」及び「徳島県生活環境保全条例」により、騒音や振動を発生する施設を設置する事業場等は、市長に騒音・振動の防止の内容等を届け出ることが義務づけられており、また地域や時間帯に応じて規制基準を定めています。

法・条例に基づき、騒音については延べ1,193事業場、振動については126事業場から届出されています。（令和4年度末現在）

徳島市では、これらの事業場等に対して、立入調査を実施し、届出や規制基準の遵守など騒音・振動の防止について指導を行っています。

(2) 建設作業に対する規制

くい打ちなど著しい騒音や振動を発生する作業（特定建設作業）を実施する場合には、法・条例により市長に作業内容等を届け出ることが義務づけられています。

徳島市では、特定建設作業を行う施工業者に対して、届出や作業内容の工夫など騒音・振動の防止について指導を行っています。

(3) 生活騒音

私たちの周りには、いろいろな音があふれています。生活騒音とは、日常生活に伴って発生する音のうち、近隣に迷惑をかけている音のことをいいます。

生活騒音として「自動車やバイクの音」「ステレオなど音響機器の音」が挙げられますが、これらは法的な規制がなく、解決するためには各個人のモラルによるところが大きいことから、徳島市では普段の生活の中での気配りや解決に向けての心がけを呼びかけています。

<施策の実施状況>

◆騒音・振動の防止

| 事業・施策名 | 事業・施策内容／令和4年度実績 | 担当部署 |
|-------------|--|-------|
| 騒音・振動調査 | <p>快適な生活環境を保全するために、環境騒音（一般地域、道路に面する地域）の測定を行い、監視に務めています。</p> <p>また、交通センサスをもとに調査路線を検討し、振動規制法に基づき道路交通振動調査を行い、自動車の通行による振動影響を把握しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般環境騒音（4地点）、自動車騒音（7地点）について調査を実施。 （環境基準達成率：73%） （要請限度の達成率：100%） ・道路交通振動（7地点）について調査を実施。 （要請限度の達成率：100%） ・航空機騒音（川内地区）について県が調査を実施。 | 環境保全課 |
| 騒音に関する監視・指導 | 騒音の発生源となる工場、事業場及び特定建設作業を実施する事業者に対し、特定施設設置届出書等の提出を指導し、届出の受付を行いました。 | 環境保全課 |
| 振動に関する監視・指導 | 振動の発生源となる工場、事業場及び特定建設作業を実施する事業者に対し、特定施設設置届出書等の提出を指導し、届出の受付を行いました。 | 環境保全課 |
| 近隣騒音防止対策 | <p>近隣騒音は法的な規制がなく、解決するためには各個人のモラルによることが大きいことから、近隣騒音に関するパンフレットの配布やホームページへの掲載により、普段の生活の中での気配りを呼びかけています。</p> <p>市民から寄せられた近隣騒音に関して苦情申立てがあった場合は、必要な現場調査をふまえて発生源者との話し合いが進むよう助言や調整等を行うことにより、解決に向けて出来る限り速やかな対応を行っています。</p> | 環境保全課 |



化学物質の環境汚染

日用品に含まれるプラスチック、塗料や医薬品等工業用の原材料等、事業活動から家庭生活までの様々な場面で数多くの化学物質が使用されています。また、ダイオキシン類のように非意図的に生成される化学物質もあります。これらの化学物質が環境中に排出され、人や動物に対して、悪影響を及ぼすことが指摘されており、国では、化学物質による環境汚染の低減を図るために、平成 11 年に「ダイオキシン類対策特別措置法」や「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）」を制定し、化学物質による環境汚染の低減を図っています。

●ダイオキシン類

ダイオキシン類とはポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンとポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナー PCB の 3 つの物質群を合わせた総称で、塩素の付く位置や数により毒性の異なる 239 物質があります。そのうち、最も毒性が強いといわれているものが、2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンという物質です。

ダイオキシン類の主な発生源は、ごみの焼却、金属の精錬、紙などの塩素漂白の工程などさまざまところで発生します。また、森林火災、火山活動など自然界でも、ダイオキシン類は発生するといわれています。

ダイオキシン類の毒性については、発がん性、生殖障害、肝臓障害、内分泌ホルモンかく乱障害等が疫学調査や動物実験により指摘されています。

(1) わが国におけるダイオキシン類の人体摂取量

環境中に排出されたダイオキシン類は、食物、大気、水などを通じて人の体に入ってきますが、一般的な日本人の一日あたりのダイオキシン類の摂取量は体重 1kg あたり、0.40pg 程度と推定されています。

この水準は、国が定めた耐容一日摂取量 4pg を下回っており、健康に影響を与えるものではありません。

◇耐容一日摂取量

ダイオキシン類を人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない一日あたりの摂取量のことです。

(2) 調査結果

ダイオキシン類対策特別措置法により、大気・水質等に係る環境基準が設けられています。令和 4 年度に徳島県が市内で調査した結果、いずれの地点でも環境基準を下回っていました。

| 項目 | 調査地点 | 濃度 | 環境基準値 | 単位 |
|-----|------------|--------|-------|-----------------------|
| 大気 | 新蔵町（徳島保健所） | 0.011※ | 0.60 | pg-TEQ/m ³ |
| 地下水 | 多家良 | 0.060 | 1 | pg-TEQ/l |
| 土壌 | 幸町 | 3.7 | 1,000 | pg-TEQ/g |

（備考） 1 pg（ピコグラム）：1 兆分の 1 グラム

2 TEQ（テイーキュー）：2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの毒性に換算した値

※ 大気の濃度は年平均値

(3) 排出抑制の取組

廃棄物の焼却に対する苦情申立があった場合には、家庭のごみについては野外焼却ではなく、市の収集に適正に排出するよう呼びかけるとともに、市内の工場・事業場に設置されている焼却炉については、焼却管理の徹底や専門業者への処理委託を指導しています。

●石綿（アスベスト）対策

石綿（アスベスト）とは、天然にできた鉱物繊維で、熱に強く切れにくい、酸やアルカリにも強いなど、丈夫で変化しにくいという特性があります。そのため、飛散した石綿を吸い込んで肺の中に入ると組織に刺さり、15～40年の潜伏期間を経て、肺がん、悪性中皮種などの病気を引き起こすおそれがあります。石綿の用途は非常に多種にわたっていますが、最も多いのは建材製品となっており、1970年から1990年にかけて鉄骨造建築物などの軽量耐火被覆材として使用されていました（現在は、製造・使用とも禁止）。

徳島市では、これまで石綿関連の法規制の改正等に併せて、市有建築物における使用状況調査を行い、市民や職員が利用する施設については、吹付け石綿の除去や封じ込め等の飛散防止対策を実施してきました。また、民間の建築物に対しても実態把握を行い、調査及び除去工事を行う場合には、費用の一部について補助を行っています。

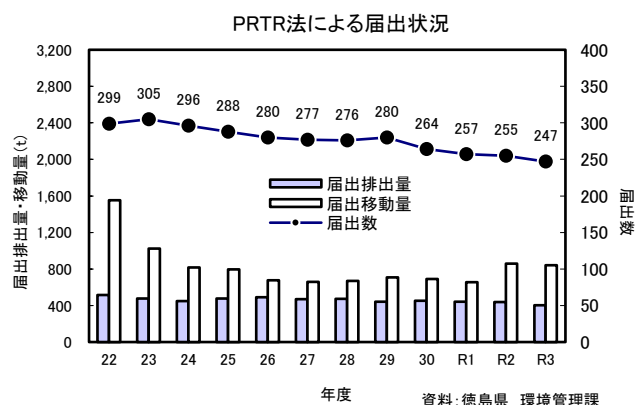
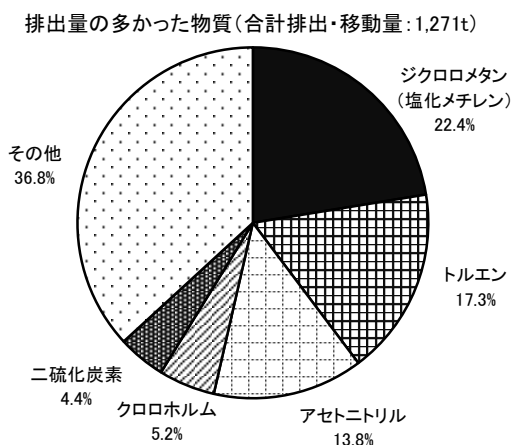
石綿を含む建材製品を使用した建築物の解体による飛散を防止するため、工事の受注者は工事前に建材の石綿使用の有無を調査することや、除去作業を行う前や作業中において負圧徐じん機の点検、集じん装置出口での粉じん測定等が求められています。さらに、令和3年度よりこれまで規制されていなかった石綿含有成形板などの建材を除去する際にも遵守すべき作業基準が定められるようになりました。

●PRTR法による化学物質の管理

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、化学物質による環境保全上の支障を未然に防止するためにPRTR法が制定されました。この法律では、特定の化学物質（計462物質が対象）を取り扱う一定規模以上の事業者は、その化学物質を1年間にどれだけ環境に排出したかを把握し、都道府県に報告する義務があります。この制度により、事業者はどのような化学物質がどこからどれだけ環境中に排出されているかを自ら把握することになり、化学物質の管理の改善や排出の抑制が促進されます。

徳島県内の集計結果

県内の247事業所から報告のあった令和3年4月から令和4年3月までの1年間の化学物質の排出・移動量を集計した結果は下図のとおりです。最も排出・移動量が多いジクロロメタン(塩化メチレン)は、金属脱脂などの洗浄剤、医薬や農薬の溶剤などに使用されています。



〈施策の実施状況〉

◆有害化学物質による環境汚染の防止

| 事業・施策名 | 事業・施策内容／令和4年度実績 | 担当部署 |
|----------------|--|-------|
| 有害化学物質に関する情報提供 | ダイオキシン類について、徳島県が徳島市内において調査した結果（大気、河川、底質、地下水、土壌のダイオキシン類測定結果、環境基準の達成状況）を把握し、徳島市ホームページ、環境報告書を通じて市民、事業者へ情報提供しています。 | 環境保全課 |

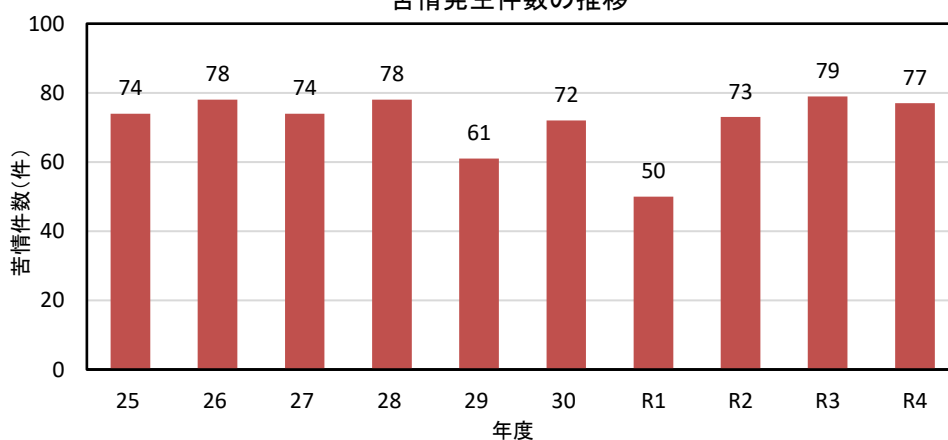
公害苦情への対応

公害紛争処理法に基づき、苦情相談員（環境保全課職員）を置き、市民から寄せられる公害苦情に対応しています。

令和4年度の公害苦情は77件ありました。令和4年度は水質汚濁、騒音、悪臭の苦情が多く寄せられており、水質汚濁では河川への油の流出や酸欠によると見られる魚のへい死、騒音では建設・解体工事等に伴うものや日常生活に伴って発生する近隣騒音、悪臭では肥料の製造臭、塗装臭、農業における施肥といった割合が高くなっています。

徳島市に寄せられた公害苦情は、関係機関と連携しながら、現地調査や指導方針の検討を行い、解決に努めています。環境関係法令の規制対象となる工場・事業場に関する苦情については、法令に基づく規制・指導を行い、また、原因が法令等の規制対象とならない苦情の場合には、その解決に向け当事者間でよく話し合い、お互いに相手の立場を理解しあうよう指導を行っています。

苦情発生件数の推移



●苦情件数の経年変化

| 種類 | 大気汚染 | | 水質汚濁 | | 土壌汚染 | | 騒音 | | 振動 | | 悪臭 | | その他 | | 合計 | |
|----|------|------|------|------|------|-----|----|------|----|-----|----|------|-----|-----|----|-----|
| | 件数 | % | 件数 | % | 件数 | % | 件数 | % | 件数 | % | 件数 | % | 件数 | % | 件数 | % |
| 29 | 4 | 6.6 | 15 | 24.6 | 0 | 0.0 | 27 | 44.2 | 3 | 4.9 | 8 | 13.1 | 4 | 6.6 | 61 | 100 |
| 30 | 10 | 13.9 | 11 | 15.3 | 0 | 0.0 | 34 | 47.2 | 2 | 2.8 | 13 | 18.0 | 2 | 2.8 | 72 | 100 |
| R1 | 7 | 14.0 | 11 | 22.0 | 0 | 0.0 | 18 | 36.0 | 3 | 6.0 | 11 | 22.0 | 0 | 0.0 | 50 | 100 |
| R2 | 6 | 8.2 | 17 | 23.3 | 0 | 0.0 | 34 | 46.6 | 4 | 5.5 | 11 | 15.0 | 1 | 1.4 | 73 | 100 |
| R3 | 6 | 7.6 | 18 | 22.8 | 0 | 0.0 | 37 | 46.8 | 4 | 5.1 | 14 | 17.7 | 0 | 0.0 | 79 | 100 |
| R4 | 6 | 7.8 | 19 | 24.7 | 0 | 0.0 | 36 | 46.7 | 1 | 1.3 | 14 | 18.2 | 1 | 1.3 | 77 | 100 |

●主な苦情事例

| 区 分 | 苦情の内容 |
|------|-------------------------------|
| 大気汚染 | 焼却炉や廃棄物の野焼きによる黒煙・すす |
| 水質汚濁 | 自動車修理工場や飲食店からの油の流出、魚のへい死 |
| 悪 臭 | 工場の塗装臭、飲食店の調理臭、肥料・飼料製造工場臭 |
| 騒 音 | 建築・土木工事の作業音、工場の機械音、給湯器等の室外機の音 |
| 振 動 | 建築・土木工事の作業振動 |

公害の未然防止

●公害防止協定

公害防止協定とは、大気汚染や水質汚濁などの公害を未然に防止するために、公害防止の目標値や具体的な公害対策について、地方公共団体や住民が企業との間に結ぶ取決めのことです。現在、徳島市は 12 企業と公害防止協定（うち 2 企業は環境保全協定）を締結しており、締結企業が公害を発生するおそれのある施設を新設・増設する際には、事前に公害防止計画書を提出し、公害防止対策等について市と協議することを義務づけているほか、必要に応じて立入調査等を実施しています。

●開発行為・建築確認申請時における事前指導

開発行為の事前協議及び建築確認は、それぞれ担当部署より環境保全課へと協議されることになっており、環境保全課では、公害関係法令で規制される施設や公害を発生するおそれのある施設を設置しようとする工場・事業場に対して、所定の届出や規制基準の遵守等の指導を行っています。また、さく岩機やくい打機を使用する作業など、騒音・振動を発生するおそれのある特定建設作業についても、届出や規制基準の遵守等の指導を行っています。

<施策の実施状況>

◆公害の未然防止

| 事業・施策名 | 事業・施策内容／令和 4 年度実績 | 担当部署 |
|-----------|--|-------|
| 公害防止協定の締結 | 毎月、公害防止協定に基づき提出される排出水質等の測定結果の確認や、事業場内の施設の設置や変更等を行う場合に提出される公害防止計画書に対して意見を述べています。また、必要に応じて、新規協定の締結、既協定の見直しを行っています。 | 環境保全課 |



基本目標3 快適で安らぎのある、自然と人が共生できるまち

【自然・快適環境】



〈定量目標〉

| 基本施策 | 指 標 | 目標値 (R12) | 実績値 (R4) |
|--|--------------------------|-----------|----------|
| ◆身近な自然環境の保全 ◆水と緑、自然とのふれあいの推進 ◆里地・里山の保全、創造 ◆良好な景観形成の推進 | まちなかに緑や水辺が豊富であると感じる市民の割合 | 92.0 % | 74.9 % |
| | 緑化推進事業参加者数 | 4,700 人 | 4,068 人 |

基本施策1 身近な自然環境の保全

動植物の生息状況

市域における動植物の生息状況に関する調査としては、文献での調査が主体となりますが、これまでに植物については172科1,514種、鳥類55科254種、両生類7科14種、爬虫類8科17種、哺乳類12科25種、魚類71科236種などが確認されています。そのうち、環境省レッドリストや徳島県版レッドリストなどに記載されている貴重な動植物については412種が該当しています。

●動植物の確認種数

| 区 分 | | 確認種数 | | 貴重種 | 主な貴重種 |
|-----|--------|-------|---------|-------|-------------------|
| 植 物 | | 172 科 | 1,514 種 | 138 種 | タコノアシ、オニバス、ハマボウなど |
| 動 物 | 鳥 類 | 55 科 | 254 種 | 96 種 | クマタカ、サシバ、コクガンなど |
| | 昆 虫 類 | 249 科 | 1,747 種 | 66 種 | ルイスハンミョウ、オオムラサキなど |
| | 両 生 類 | 7 科 | 14 種 | 6 種 | カスミサンショウウオなど |
| | 爬 虫 類 | 8 科 | 17 種 | 8 種 | イシガメ、タワヤモリなど |
| | 哺 乳 類 | 12 科 | 25 種 | 0 種 | |
| | 魚 類 | 71 科 | 236 種 | 55 種 | メダカ、ナガレホトケドジョウなど |
| | 底 生 動物 | 173 科 | 434 種 | 43 種 | シオマネキ、ヘナタリガイなど |

※植物のデータについては、植栽を含む。

資料：平成12年度徳島市環境基本計画策定のための環境基礎調査報告書（徳島市、平成13年）
 平成13年度徳島市環境基本計画策定のための環境調査[現地調査]報告書（徳島市、平成14年）
 徳島市域における魚類の生息状況調査結果報告書（徳島市、平成21年）
 環境省レッドリスト2020（環境省、令和2年）
 徳島県版レッドリスト改訂版（徳島県、平成22年～平成26年）



ルイスハンミョウ



シオマネキ



メダカ

〈施策の実施状況〉

◆生物多様性の確保

| 事業・施策名 | 事業・施策内容／令和4年度実績 | 担当部署 |
|-------------------------|--|---------|
| 栽培漁業の推進支援 | 水産資源の維持及び培養を図るため、稚貝や稚魚の放流を実施しています。令和4年度はハマグリの子貝 480kg を管内漁協が各漁業権のある内水面に放流しました。また、ヒラメの稚魚 13 千尾、クルマエビの稚魚 2,300 千尾を徳島市の海域に放流しました。 | 農林水産課 |
| 「徳島県コウノトリを未来へ繋ぐ連携協定」の締結 | 令和4年1月に徳島県と徳島市で締結した「徳島県コウノトリを未来へ繋ぐ連携協定」に基づき、コウノトリの定着と普及啓発を図っています。 | とくしま動物園 |

◆鳥獣保護・管理の推進

| 事業・施策名 | 事業・施策内容／令和4年度実績 | 担当部署 |
|------------------------|--|-------|
| 農林水産物及び生活環境等に対する被害防止対策 | 野生鳥獣による農作物の被害など環境への悪影響を防止するために、環境整備や有害鳥獣捕獲、個体数調整、侵入防止柵の設置などの対策を行うとともに、地域の講習会や広報を通じて鳥獣被害に遭わないための環境づくりの周知を図りました。 <ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣等捕獲実績：イノシシ 303 頭、シカ 165 頭等 ・侵入防止柵整備：約 3.0 km 2 地区 ・侵入防止柵設置補助：5 件 約 0.5 km | 農林水産課 |

基本施策2 水と緑、自然とのふれあいの推進

将来に残したい場所

徳島市が平成12年及び平成21年に実施した市民アンケートでは、眉山や吉野川をはじめ徳島市の特徴である水と緑に関する場所が将来に残したい場所・風景として上位に挙げられています。

●眉山・城山

眉山は徳島市のほぼ中心に位置する標高 290m の山で、市域のどこからでも見えることから、本市の緑のシンボルとなっています。また、徳島城跡の城山（標高 61.7m）についても、市街地に近く徳島中央公園内にあることから市民に親しまれています。これらは市街地に隣接しているにも関わらず、多くの動植物が生息する森林環境が維持されています。



眉山

●吉野川・勝浦川

徳島市を西から東に流れる吉野川は、全長 194km の一級河川であり、別名「四国三郎」とも呼ばれる日本でも有数の大河川です。徳島市の南部地域を流れる勝浦川は、全長 49km の県内最大の二級河川です。

徳島市はこの吉野川と勝浦川に代表される河川の三角州で発展してきた都市ですが、これらの川が海に注ぐ河口部には、まとまった規模の干潟がみられ、環境省の日本の重要湿地 500 に選定されるなど、多種多様な生き物の重要な生息地になるとともに、水の浄化にも大きな役割を果たしています。



吉野川

〈施策の実施状況〉

◆水と緑とのふれあいの場や機会の提供


| 事業・施策名 | 事業・施策内容／令和4年度実績 | 担当部署 |
|--------------|---|---------|
| 中津峰森林公園管理 | 憩いの場として市民が快適に利用できるよう、園内の清掃・除草等を行い、景観の保持に努めました。 | 農林水産課 |
| ひょうたん島周遊船の運航 | <p>市内中心部を流れる新町川と助任川に囲まれた中州、ひょうたん島の魅力を観光客に体験してもらうため、周囲を一周する周遊船を運航しています。</p> <p>(1日あたりの乗船人数：132人 年間運航回数：3,949回)</p> | にぎわい交流課 |



ひょうたん島周遊船の運行の様子

◆水辺空間の創出、緑化の推進

| 事業・施策名 | 事業・施策内容／令和4年度実績 | 担当部署 |
|--------------------------|--|-------|
| 道路愛護運動事業 (みち花事業) | <p>市道沿いの花壇や利用されていない道路用地に、道路愛護団体が草花等の植栽ができるようにプランターや花苗を提供し、道路環境の向上とともに道路への愛護意識の高揚を図っています。</p> <p>(認定団体：1団体 認定人数：8人)</p> | 道路維持課 |
| 活動拠点とくしま植物園「緑の相談所」の管理・運営 | <p>緑豊かなまちづくりを進めるための拠点施設として、また身近な自然とふれあうことのできる都市公園として、とくしま植物園の維持管理を行っています。</p> <p>また、緑の相談所を設置し、緑化推進拠点として活用するとともに、園芸教室等の市民を対象とした講座の開催や緑化相談など各種事業を通じて、緑化意識の普及や啓発活動の推進等を図っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園芸教室、ドライフラワーアレンジメント、自然観察会等の市民対象の講座開催 (120回開催 860人参加) ・市民からの緑化相談への対応 (977件) | 公園緑地課 |
| 街路樹の管理 | <p>徳島市道35路線の街路樹の剪定、補植、除草、清掃等を実施しました。</p> <p>(延長：約29km 高木：約2,800本)</p> | 公園緑地課 |
| 公園施設整備事業 | <p>身近な自然とふれあうことのできる緑地、公園などの整備に努め、市民に安心して利用してもらえるよう維持管理を行っています。市道35路線の街路樹や市が管理する都市公園(122か所)内の樹木等の剪定及び除草・清掃のほか、危険箇所の事故防止や既存施設の大規模な修繕等を実施しています。</p> <p>市民1人当たりの都市公園面積は13.03㎡/人(令和4年度末現在)です。</p> | 公園緑地課 |

| | | |
|---------------|---|-----------|
| パークアドプト事業の実施 | 市民と行政との協働による、緑あふれるまちづくりを推進しています。ボランティア団体による公園の清掃活動・公園芝生化等を支援するパークアドプト事業を実施しています。 (都市公園：24 か所 参加団体：38 団体) | 公園緑地課 |
| 助任川「花のエリア」の形成 | 助任川河岸緑地は、「水都とくしま」らしい整備をした水際空間の公園であり、花によるデザインによって特色を出し、「ひょうたん島を一周できる遊歩道における水と緑と花のゾーン」として、四季折々の草花を植栽して景観向上を図りました。  | 公園緑地課 |
| 吉野川クリーンアップ大作戦 | 吉野川フェスティバルの一環として、住民、企業と行政が一体となって環境活動をより一層進めるため、吉野川河川敷の清掃を実施しています。 (約 500 人参加) | 文化スポーツ振興課 |

基本施策3 里地・里山の保全、創造

〈施策の実施状況〉

◆森林・農地の保全

| 事業・施策名 | 事業・施策内容／令和4年度実績 | 担当部署 |
|----------------------|---|-------|
| 耕作放棄地再生活動の支援 | 耕作放棄地の再生活動を行うため、大型・小型（各1台）の刈取機を用いて、耕作放棄地の再生・利用や農地の保全を図っています。 令和4年度は41.2haの荒廃農地を解消しました。 | 農林水産課 |
| 中山間地域における農業支援 | 生産条件が不利な中山間地域の農業生産の活動維持と多面的機能を確保する集落に対して、法に基づき交付金を交付しました。 (協定面積：36.6ha) | 農林水産課 |
| 市有林・森林公園の維持管理 | 月1回の巡視を行うとともに、下刈・除草等（7ha）を実施し、森林や緑地の保全・維持管理を行いました。（維持管理面積：143ha） | 農林水産課 |
| 農道・排水施設の整備・補修 | 農道や排水施設などの農業用施設の整備を行うとともに、破損等により通行や排水に支障箇所が発生した場合は修繕を行い、機能維持に努めています。 | 耕地課 |
| 農地施設アドプト事業（ふるさと美化事業） | 耕地課が管理する道路や水路で清掃活動を行うボランティア団体に対し、市が清掃用具の支給・貸与や保険への加入費負担を行い、市民参加の農村づくりを推進しています。 令和4年度も前年度に引き続き、廃棄物処理がスムーズに行えるよう、廃棄物受け入れ券を作成配布し、処理手続きの簡素化を図りました。 (活動団体：6団体 活動人数：212人 活動区間：770m) | 耕地課 |

◆環境保全型農業の推進

| 事業・施策名 | 事業・施策内容／令和4年度実績 | 担当部署 |
|------------|--|-------|
| 環境保全型農業の推進 | 化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組とあわせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援し、環境にやさしい農業の育成を図りました。 ・環境保全型農業直接支援対策（有機農業等の取組）：547a | 農林水産課 |

◆地産地消の推進

| 事業・施策名 | 事業・施策内容／令和4年度実績 | 担当部署 |
|-----------|---|------------------|
| 地産地消推進事業 | 「徳島市農林水産物ブランド育成方針」に基づきブランド化推進品目を定め、農産物のブランド化を推進するとともに、食の安全・安心の確保に努めています。とくしま地産地消推進協議会では、徳島東部地域定住自立圏域12市町村の地場産食材を活用した商品を提供している飲食店等を「とくしまIPPIN店（いっぴんてん）」として認定し、地場産食材のPRと消費拡大に取り組んでいます。 | 農林水産課 |
| 農産物の魅力発信 | 広域観光案内ステーションにおいて本市及び圏域11市町村の農産物加工品などを含む特産品のPRを行いました。 | 農林水産課 |
| ふれあい農業の推進 | 農業への理解を深めてもらうため、「徳島市市民菜園推進協議会」の活動を助成しました。（市民菜園区画数：426区画） | 農林水産課 |
| 食育の推進 | 幼稚園、小・中学校及び高等学校において、食の大切さや食品ロス、地産地消に関する資料や食育タイム等教材の提供などの支援を行うとともに、県などの関係機関と連携した出前授業などを実施しました。また、学校給食において地場産物を優先的に使用することで、地産地消の推進を図るとともに、体験栽培作物を学校給食に活用したり、児童・生徒に対して徳島産の野菜を使用した料理の募集を行ったりすることで、学校給食を中心とした食育から環境教育の充実を図りました。これらの取組は、学校給食パネル展や学校給食食育パネル展を通じて広く市民に広報しました。 | 学校教育課 体育保健給食課 |

基本施策4 良好な景観形成の推進

〈施策の実施状況〉

◆地域特性を活かしたまちづくり

| 事業・施策名 | 事業・施策内容／令和4年度実績 | 担当部署 |
|----------------|--|---------|
| 水と緑のフェスティバルの開催 | 市民・事業者からの寄附金と市費により、徳島市水と緑の基金制度を設け、都市における水と緑の大切さを認識してもらうための普及啓発活動を行っています。 ・水と緑の図画コンクール 応募数：2,039点 ・ボートでクリーンアップ project in 新町川 参加：44人 ・河川清掃活動 参加：240人 ・募金活動（各種イベント会場） ・花植え会 参加：236人 | 都市建設政策課 |

| | | |
|----------------------|--|---------|
| ひょうたん島川の駅ネットワーク構想の推進 | <p>川の駅ネットワークが一層まちの活性化に資するものとなる構想へと発展することを目指して、市民会議やパブリックコメントの実施により、市民の方の意見をいただきながら構想の素案を作成しました。</p> <p>両国とベイエリア（県庁前、万代、南末広、マリンピア沖洲）間を結ぶ航路について令和4年度に定期運航を実施し、クリスマスにはNPO 法人新町川を守る会とひょうたん島川の駅連絡会との共催で「川の駅にサンタがやってくる」を実施しました。</p> <p>また、本事業のPR等のため、ホームページやInstagram等で周知を行いました。</p> | 都市建設政策課 |
|----------------------|--|---------|

◆自然景観の保全と活用

| 事業・施策名 | 事業・施策内容／令和4年度実績 | 担当部署 |
|------------------------|--|---------|
| 景観まちづくりの推進 | 良好な景観の形成を推進するため、景観まちづくり条例及び景観計画に基づき、一定規模以上の建築行為等を対象として、景観形成基準との適合性について審査指導を行いました。 | 都市建設政策課 |
| 開発許可制度の適切な運用 | 開発区域の面積に応じ、公園を設ける基準があり、その規模・形状等について適正な審査に努めました。 | 建築指導課 |
| 狭あい道路の整備 | 狭い道路は交通上の問題だけでなく、非常時の防災活動に支障をきたし、また、日照・通風など良好な環境を作る上でも大きな障害となるため、狭い道に面して建築物を新築、増築、改築などをする場合、4mの道路幅員を確保できるように「徳島市狭あい道路整備要綱」を定め、道路整備を実施しています。（無償譲渡：4件） | 建築指導課 |
| 建築指導業務の推進 | 地域の特性に留意した土地利用を図るために、「徳島市建築協定条例」や「徳島市総合設計許可基準要綱」等の運用を行っており、適切であるか審査・指導を行っています。 | 建築指導課 |
| 空き地に放置された雑草除去の指導 | 「空き地に放置された雑草の除去等に関する条例」に基づき、空き地の占有者に雑草の除去指導を行い、美しいまちづくりを進めています。（指導件数：181件） | 環境政策課 |
| 排水路・道路側溝の清掃 | 市民からの要望などにより、排水施設の清掃を実施しました。（処理件数：117件） | 河川水路課 |
| 道路愛護運動事業（みちピカ事業） | 道路愛護団体が市道の清掃を行う道路アドプト事業について、道路愛護団体を支援し、道路の美化・愛護意識の高揚を図っています。（道路愛護認定団体：91団体 認定人数：2,666人） | 道路維持課 |
| 関係法令に基づく環境影響評価に対する意見提出 | 徳島県環境影響評価条例、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づいて、意見照会があった場合には、環境を保全するため必要な意見を提出しています。 | 環境保全課 |



基本目標 4 持続可能な資源循環システムが構築されているまち

【循環型社会】



〈定量目標〉

| 基本施策 | 指 標 | 目標値 (R12) | 実績値 (R4) |
|--|-------------------------|-----------|----------|
| ◆ごみの減量、リサイクル ◆プラスチックごみ対策 ◆安心できるごみ処理体制の確保 | 市民一人一日あたりのごみ排出量 | 838 g | 982 g |
| | リサイクル率 | 31.3 % | 13.9 % |
| | プラマーク（プラスチック製容器包装）分別収集量 | 3,012 t | 3,637 t |

基本施策 1 ごみの減量、リサイクル

〈施策の実施状況〉

◆ごみを出さないライフスタイルの推進

| 事業・施策名 | 事業・施策内容／令和4年度実績 | 担当部署 |
|------------|---|---------|
| 不用品活用銀行の運営 | 市民から不用となった家具や家電品の提供を受け、希望者を紹介することにより、廃棄物の削減及び資源の有効活用を推進しています。 (不用品の提供：47件 申込：77件 成立：22件) | 市民生活相談課 |

◆ごみの発生抑制

| 事業・施策名 | 事業・施策内容／令和4年度実績 | 担当部署 |
|------------|--|-------|
| マイバッグ運動の推進 | 買い物の際、レジ袋を使用せず、自分の袋を持参するマイバッグ運動を呼びかけ、ごみの減量を推進しています。徳島市ホームページにマイバッグ利用を呼びかける内容を掲載するとともに、市庁舎の庁内放送による啓発を実施しています。 | 環境政策課 |
| ごみ減量啓発事業 | ごみの減量化を進めるため、市民にごみの減量・再資源化への取組を呼びかけています。また、一般廃棄物の適正処理、減量化及び再資源化を推進するため、徳島市ごみ減量化推進員を置き、適正排出の指導や減量・再資源化啓発事業への協力等の活動を行いました。 ・ごみ減量化推進員（81人） | 環境政策課 |




◆再資源化の推進

| 事業・施策名 | 事業・施策内容／令和4年度実績 | 担当部署 |
|----------------|---|--------------------------------------|
| 分別収集の徹底・強化 | <p>ごみの減量化、再資源化を図るために、缶・びん・ペットボトルや古紙類、プラマークなど、適切な処理により再生できる資源物の分別を市民に呼びかけています。</p> <p>また、廃乾電池等の有害ごみの分別回収、不燃・粗大ごみの再選別や有価物の回収、破碎減容等、不法投棄家電品（特定家庭用機器再商品化法の対象となる家電4品目：テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機）の回収を実施し、廃棄物の減量・再資源化に努めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理量：87,232t（前年度比：-3.1%） ・収集日程表や啓発冊子の配布 収集日程表作成部数：17万部 ・有害ごみの回収量：65t（100%再資源化） ・不法投棄家電品の処理件数：30件 ・資源物の直営収集量：11,481t ・直営収集した古紙類の再資源化量：4,384t ・不燃ごみ、粗大ごみの中間処理 (処理施設での処理量:11,787t) | 環境政策課 |
| 徳島市エコステーションの運営 | <p>多様な資源物の回収ルートを確保するとともに、市民の利便性向上を図るため、常設の資源物回収施設として「徳島市エコステーション」を開設しています。回収した資源物等はすべてリサイクル処理を行っています。 (利用人数:64,404人 回収量:441,088kg)</p> | 環境政策課 |
| 資源物回収団体への支援 | <p>町内会や婦人会等の地域で資源物（紙類や缶類等）の回収を行う団体に対して、回収量に応じて奨励金を交付し、集団回収への支援を行っています。 (支援団体数:360団体 回収量:約1,631t)</p> | 環境政策課 |
| 建設リサイクル法の推進 | <p>「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象工事について、現地パトロールを実施するなど分別解体などの指導を行い、コンクリート等の特定建設資材のリサイクルを推進しています。</p> <p>令和4年度は解体、新築・増築など延べ552件の届出がありました。</p> | 建築指導課 |
| 剪定木のチップ化・堆肥化 | <p>公園樹木等の剪定木について、リサイクルを推進するため、チップ状に粉碎後、堆肥化して公園内の土壌改良材として有効活用するとともに、市民への配布を行っています。 (剪定木の堆肥量:約150m³ 市民に配布した堆肥量:約35m³)</p> | 公園緑地課 |
| 汚泥の再資源化 | <p>浄水場及び下水道終末処理場で発生した汚泥の減量化・再資源化を進めるため、セメントの原料として有効利用しています。 (汚泥セメント原料化率 浄水課：100%、中央浄化センター：81.8%、北部浄化センター：88.59%)</p> | 上下水道局 浄水課 中央浄化センター 北部浄化センター |

◆グリーン購入の推進

| 事業・施策名 | 事業・施策内容／令和4年度実績 | 担当部署 |
|-----------|---|-------|
| グリーン購入の推進 | <p>徳島市エコオフィスプランの取組として庁内の掲示板を活用し、不用品の再利用を呼びかけるとともに、環境ラベルを参考とした環境負荷の少ない物品の購入を推進しています。</p> | 環境保全課 |

◆食品ロス削減などへの対策

| 事業・施策名 | 事業・施策内容／令和4年度実績 | 担当部署 |
|------------------|---|---------|
| 生ごみ処理機購入費補助事業 | <p>家庭からの生ごみの排出削減を図るために、電気式生ごみ処理機、生ごみ処理容器（キューロ）の購入費の補助を行うとともに、生ごみを堆肥化するEM処理容器の交付を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気式生ごみ処理機購入費補助件数：77件 ・生ごみ処理容器（キューロ）補助件数：70件 ・EM処理容器交付件数：188件 | 環境政策課 |
| 「てまえどり」キャンペーンの実施 | <p>徳島市と消費者庁及び徳島県が共同で食品ロス削減に向けて「てまえどり」への協力を呼びかける商品棚用POP（店頭広告）を市内事業者を対象に配布しました。「てまえどり」とは、購入してすぐ食べる場合に、商品棚の手前にある販売期限の迫った商品等を積極的に選ぶ消費行動のことで、販売期限が過ぎて廃棄されることによる食品ロスを削減する効果が期待されます。</p>  <p>POPデザイン</p> | SDGs推進室 |

基本施策2 プラスチックごみ対策

〈施策の実施状況〉

◆プラスチックごみ削減の推進

| 事業・施策名 | 事業・施策内容／令和4年度実績 | 担当部署 |
|------------------------|--|---------|
| 「ハブラシリサイクルプログラム」への協力活動 | <p>米国のグローバル企業「テラサイクル」の日本法人である「テラサイクルジャパン合同会社」（東京都）と「ライオン株式会社」（東京都）が実施している「ハブラシリサイクルプログラム」への協力活動を行っています。</p> <p>令和4年度は、徳島市役所本庁舎1階に使い終わった歯ブラシ及びジップロック製品の回収箱を設置し、回収活動を行いました。</p> <p>（回収実績 歯ブラシ：2,376本 ジップロック製品：60個）</p> | SDGs推進室 |
| 「ペットボトルキャップ回収」への協力活動 | <p>「有限会社ハイプラ」（徳島市応神町）が取り組むペットボトルキャップ回収・寄附活動に協力活動を行っています。</p> <p>令和4年度は徳島市役所本庁舎1階にペットボトルキャップの回収箱を設置し、回収活動を行いました。 （回収実績 62,000個）</p> | SDGs推進室 |
| 食品トレイの拠点回収 | <p>市内全域に設置した回収ボックスで食品トレイを回収し、再生業者に回収・再生処理を委託する事業を実施しました。</p> <p>（回収拠点数：延べ79か所 回収量：760kg）</p> | 環境政策課 |
| 農業用廃プラスチックの適正処理 | <p>農業用廃プラスチックの適正処理について周知するため、ホームページにて記事の掲載及びポスターの掲示を行いました。</p> | 農林水産課 |

◆海洋プラスチックごみ対策

| 事業・施策名 | 事業・施策内容／令和4年度実績 | 担当部署 |
|--------------|---|-------|
| 沿岸漁場の海洋ごみの回収 | 日々の漁業操業の中で回収された漁場海底に堆積している海洋ごみの処理を行い、漁場機能の回復に努めました。 (回収したごみ：2.9 m ³) | 農林水産課 |

基本施策3 安心できるごみ処理体制の確保

〈施策の実施状況〉

◆環境負荷の少ないごみ処理体制の構築

| 事業・施策名 | 事業・施策内容／令和4年度実績 | 担当部署 |
|-------------|--|-------|
| 不法投棄処理事業 | 不法投棄の防止を呼びかけるとともに、巡回パトロールを実施し、指導・監視に努めました。また、不法投棄された廃棄物の撤去処理を行いました。(パトロール日数：240日 不法投棄処理件数：40件) | 環境政策課 |
| ポイ捨て等防止推進事業 | 散乱ごみなどの発生抑制を図り、生活環境の美化を推進するため、「ポイ捨て及び犬のふん害の予防に関する条例」を施行し、ポイ捨てや犬のふんの放置の防止を啓発しています。 | 環境政策課 |

◆適正処理の推進

| 事業・施策名 | 事業・施策内容／令和4年度実績 | 担当部署 |
|--------------|---|-------|
| 一般廃棄物処理業の許可等 | 一般廃棄物処理業の許可及び一般廃棄物再生利用業の指定にかかる申請・相談への対応を実施しています。必要に応じて許可業者、指定業者に対する行政指導を実施することで廃棄物の適正な処理を推進しています。 | 環境政策課 |
| 廃棄物等最終処分事業 | 市域から排出された中間処理後の一般廃棄物(焼却灰、不燃残さ等)について、最終処分場の搬入基準に従って搬入し、埋立処分を行っています。 (最終処分場への埋立量：14,603t) | 環境政策課 |
| 廃蛍光管の拠点回収 | 市内全域に設置した回収ボックスで廃蛍光管を回収し、専門の処理業者に回収・処理を委託する事業を実施しました。 (回収拠点：延べ38か所 回収量：4.22t) | 環境政策課 |



基本目標5 次世代につなぐ、環境行動力の高いまち

【環境学習・環境保全活動】




〈定量目標〉

| 基本施策 | 指 標 | 目標値 (R12) | 実績値 (R4) |
|--|--------------------|-----------|----------|
| ◆環境教育・環境学習の充実 ◆環境保全活動の推進 ◆環境情報の充実、共有 | 出前環境教室参加人数（累積人数） | 17,000 人 | 4,609 人 |
| | NPOなどとの協働事業数 | 135 事業 | 97 事業 |
| | 子ども環境リーダー認定数（累積人数） | 1,500 人 | 946 人 |

基本施策1 環境教育・環境学習の充実

〈施策の実施状況〉

◆環境教育・環境学習の推進

| 事業・施策名 | 事業・施策内容／令和4年度実績 | 担当部署 |
|-------------------|---|----------------|
| 出前環境教室の開催 | 環境問題についてもっと知りたいという市民を対象に、講師（職員や徳島市環境リーダー）を派遣し、一緒に環境問題を考える「出前環境教室」を開催しました。 (21回 1,222人参加) | 環境保全課 |
| ごみ減量に関する啓発の推進 | ごみ問題や適正な処理方法等を説明するため、分別説明会を開催しました。 ・分別説明会・事業所懇談会 (1回 38人参加) ・出前ごみスクール (2回 73人参加)  出前ごみスクールの様子 | 環境政策課 |
| 汚水処理事業に関する出前講座の実施 | 汚水処理や環境問題への関心を高めてもらうため、主に小学生を対象として、下水道や浄化槽の仕組みと役割についての出前講座を実施しました。 (2校 213人参加) | 上下水道局 経営企画課 |
| 「くらしの講座」等の開催 | 消費生活の向上を図るため、衣類のリフォーム、食品ロス等をテーマとする「くらしの講座」等を開催しました。 (3回 27人参加) | 消費生活センター |
| 地域学遊塾運動の推進 | 環境に関する講座を開催し、環境保全に対する意識を高めました。 (3回 94人参加) | 社会教育課 |

◆学校における環境教育・環境学習の推進

| 事業・施策名 | 事業・施策内容／令和4年度実績 | 担当部署 |
|--------------------------------|--|----------------|
| 「新学校版環境ISO」及び「とくしまGXスクール」の取得認証 | 「学校版環境ISO」は徳島県教育委員会が、学校の中で「エコスクール活動」「地域活動」「環境教育」に取り組むために設けた徳島県独自の認証制度で、平成24年度から、学校において環境学習で学んだことを、家庭や地域にも普及させていくことを目的とした「新学校版環境ISO」更に「とくしまGXスクール」へ移行しています。令和4年度は市内の全ての小中学校等において「新学校版環境ISO」または「とくしまGXスクール」を取得し、環境教育の充実に向けて取り組んでいます。 | 学校教育課 |
| 環境教育の充実 教育課題の実践研究 | 各小学校へ環境教育副読本「徳島市の水と緑」（デジタル版）を配付し、環境教育を行っています。 | 教育研究所 |
| ごみ減量に関する 環境教育の推進 | 小学4年生を対象に「ごみのおはなし」を配布、また、小学4～6年生を対象に「こどもごみゼロん！ニュース」を年2回配布し、授業等で活用してもらうことにより、小学校での環境教育の充実を図りました。 | 環境政策課 |
| 水道事業に関する 出前講座の実施 | 水道水の安全性や、水道の果たす役割について理解を深めてもらうとともに、水を汚さない工夫や自然の大切さを呼びかけるため、小学生を対象に「徳島市の水道教室」を開催しました。 (14校 816人参加) | 上下水道局 経営企画課 |

◆人材の育成、活用

| 事業・施策名 | 事業・施策内容／令和4年度実績 | 担当部署 |
|-------------------|---|-------|
| 徳島市環境リーダーの育成・活動支援 | 日常生活の中で環境保全のための取組を実践するとともに、環境保全のための取組を普及・啓発する市民を「徳島市環境リーダー」として登録しています。出前環境教室での講師依頼や環境教材の貸し出しなど、環境リーダーによる環境活動等の支援を行いました。 ・環境リーダー登録者数 112人（累計） | 環境保全課 |
| 子ども環境リーダーの認定 | 家庭からの温室効果ガス排出削減を目的として、小学生を対象に「エコ生活ノート」を使って環境講座を開催し、家庭でエコライフを実践した子どもたちを「子ども環境リーダー」として認定しています。（1校 35人認定） | 環境保全課 |





基本施策2 環境保全活動の推進

〈施策の実施状況〉

◆活動の支援

| 事業・施策名 | 事業・施策内容／令和4年度実績 | 担当部署 |
|--------------|---|------|
| 環境保全活動に対する支援 | 農業者に加えて、土地改良区、JA、地域住民や都市住民も含めた様々な団体等へ参画要請し、農地・水路等、資源の日常管理と、農村環境向上のための活動支援をしました。（17団体参加） | 耕地課 |

| | | | |
|------------------------|---|---|--------------|
| <p>環境マネジメントシステムの推進</p> | <p>事業者に、温室効果ガスの排出削減など環境に配慮した活動に積極的に取り組んでもらうため、国内版の環境マネジメントシステムであるエコアクション21の普及を行うとともに認証取得の支援を行っています。また、事業所における環境活動の推進のための手順と取組を紹介した「事業所の環境活動推進ガイドブック」を配布しました。</p> |  | <p>環境保全課</p> |
| <p>環境家計簿の普及</p> | <p>家庭での省エネ活動が定着することを目的に、家庭から排出される二酸化炭素量を計算できる環境家計簿の普及に取り組んでいます。</p> <p>(実施世帯数：164世帯)</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境家計簿の機能がついたエコライフカレンダー2023の配布 簡易版家計簿の配布、ホームページで環境家計簿様式の公開 |  | <p>環境保全課</p> |

基本施策3 環境情報の充実、共有

〈施策の実施状況〉

◆環境情報の収集

| 事業・施策名 | 事業・施策内容／令和4年度実績 | 担当部署 |
|----------------------------|--|--------------|
| <p>とくしまエコマネジメントシステムの推進</p> | <p>徳島市環境基本計画及び徳島市エコオフィスプラン等を着実に実行し、かつ環境保全施策のより効果的・効率的な推進を図るため「とくしまエコマネジメントシステム」を実施しています。</p> | <p>環境保全課</p> |

◆環境情報の提供、発信

| 事業・施策名 | 事業・施策内容／令和4年度実績 | 担当部署 |
|--------------------|--|--------------|
| <p>徳島市環境報告書の発行</p> | <p>本市の環境の状況や、徳島市環境基本計画に基づいて実施している環境施策の実施状況等をまとめた年次報告書（徳島市環境報告書）を発行し、冊子の配布や、ホームページを通じて公表しています。</p> | <p>環境保全課</p> |
| <p>環境情報の提供・発信</p> | <p>市民の環境に関する関心や知識を深め、環境保全に向けた積極的な取組を推進するため、環境に関する情報を収集し、ホームページ、環境報告書、広報とくしまのほか、パンフレットや各種イベントを通じた情報提供を行っています。</p> | <p>環境保全課</p> |



第 3 章 個別計画の実施状況

1 第 2 次徳島市地球温暖化対策推進計画

(1) 概 要

「第 2 次徳島市地球温暖化対策推進計画」は、「第 2 次徳島市環境基本計画」の基本目標の 1 つ「資源やエネルギーを大切にし、地域から行動するまち」の実現に向けた、地球環境分野での個別計画として位置づけるものです。また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成 19 年に策定した「徳島市地球温暖化対策推進計画」を引き継ぐものです。

本計画は、徳島市域から排出される温室効果ガスの削減に向け、市の現状や地域特性を踏まえ、市民・事業者・市等の各主体が、各々の役割に応じた取組みを総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。

計画期間：平成 26 年度から令和 2 年度までの 7 年間

削減目標：令和 2 年度における徳島市域から排出される温室効果ガスを平成 2 年度と比較して概ね 6%削減

(2) 徳島市域における温室効果ガスの総排出量（令和 2 年度）

エネルギー供給実績や各種統計データをもとに、市全域から排出される温室効果ガスの排出量を算定しました。（統計資料が過去に遡って修正されたため、公表済であった過去の排出量もあわせて修正を行いました。）

本書作成時に把握可能な直近の年である令和 2 年度の温室効果ガスの総排出量は、177.0 万トンで、平成 2 年度（基準年度）の総排出量と比べると 7.8%の減少となっており、本計画の削減目標を達成しました。また、前年度の総排出量と比べると、27.9 万トン、約 18.7%の増加となっています。

（単位：千トン・CO₂）

| | 平成 2 年度 (基準年度) | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|----------------------------------|-------------------|----------|-------|---------|
| 二酸化炭素 | 1,838 | 1,683 | 1,417 | 1,691 |
| 産業部門 | 776 | 376 | 296 | 421 |
| 家庭部門 | 314 | 445 | 347 | 450 |
| 業務部門 | 283 | 401 | 317 | 395 |
| 運輸部門 | 420 | 396 | 390 | 352 |
| 廃棄物部門 | 46 | 65 | 67 | 73 |
| 二酸化炭素以外のガス | 82 | 74 | 74 | 79 |
| 温室効果ガス（合計） | 1,920 | 1,757 | 1,491 | 1,770 |
| 電力の排出係数(kg-CO ₂ /kWh) | 0.410 | 0.528 | 0.408 | 0.569 |

前年度より総排出量が増加したのは、電力使用量は減少しているものの、伊方原子力発電所 3 号機の稼働停止に伴い火力発電所の稼働が増加し、電力の排出係数（電力をつくる際に排出したとされる二酸化炭素量）が悪化したことが要因と考えられます。

2 第5次徳島市エコオフィスプラン

(1) 概 要

市役所では、業務の中で電気や燃料、印刷用紙等を大量に使用しており、それだけ温室効果ガスも多く排出しています。

徳島市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成13年に「第1次徳島市エコオフィスプラン」を策定しました。

令和2年度で第4次徳島市エコオフィスプランの計画期間が終了したため、令和3年3月に国等の動向やこれまでの取組み状況をふまえた上でプランの改定を行い、第5次徳島市エコオフィスプランを策定しました。令和3年度から新しいプランのもと、脱炭素社会へ向け、より一層の地球温暖化対策の推進を図るべく市職員が一丸となり取り組んでいます。

計画期間：令和3年度から令和12年度まで

削減目標：令和12年度までの期間で、平成25年度と比べ、温室効果ガスの総排出量を40.0%削減

対象範囲：市役所で行う全ての事務事業

| 主な取組 | |
|-----------------|----------------|
| ① 電気使用量の削減 | ⑥ 廃プラスチック量の削減 |
| ② 公用車の燃料使用量の削減 | ⑦ 環境に配慮した率先行動 |
| ③ グリーン購入の推進 | ⑧ 環境に配慮した施設等整備 |
| ④ 用紙類使用量の削減 | ⑨ 環境に配慮した設備管理 |
| ⑤ 廃棄物の削減（3Rの推進） | |

(2) 令和4年度の目標達成状況について

●市役所における温室効果ガスの総排出量

令和4年度に市役所から排出された温室効果ガスの総排出量は40,716トンで、基準となる平成25年度と比べて34.7%削減しました。

市役所全体で排出量が削減された要因として、各施設が省エネルギーのための設備更新や設備運用の見直しを行い、エネルギー使用量が減少したことや電力の排出係数が改善したことなどが挙げられます。

(単位：トン-CO₂)

| | 令和12年度 目 標 | 平成25年度 (基準年度) | 令和4年度 (実績) | 基準年度比 |
|------------------|-----------------|------------------|---------------|--------|
| 温室効果ガスの 総排出量※ | 基準年度比 ▲40.0% | 62,395 | 40,716 | ▲34.7% |

※電力の排出係数は、各年度の算定用数値を用いて算定。(平成25年度：0.700kg-CO₂/kWh、令和4年度：0.484kg-CO₂/kWh)

●活動項目別目標

徳島市の事務・事業のうち、エネルギー・資源の使用抑制など、温室効果ガスの排出削減につながる活動項目別目標を設定しています。

令和4年度は、数値目標6項目のうち1項目において目標を達成しました。

| 項目 | 令和12年度 目標 | 基準値 | 令和4年度 (基準値比) | 達成状況 |
|------------------|--------------------|---------------------------|---------------------------|------|
| 電気使用量 | 前年度比 毎年▲1.0%以上 | 65,777,854 kWh (令和3年度) | 66,079,734kWh (0.5%増加) | 未達成 |
| 公用車の燃料使用量 | 令和元年度比 ▲15.0%以上 | 605,389ℓ (令和元年度) | 551,051ℓ (9.0%削減) | 未達成 |
| 文具類の グリーン購入率 | 100% | — | 90% | 未達成 |
| 用紙類使用量 (A4換算) | 令和元年度以下 | 75,584,981枚 (令和元年度) | 68,503,263枚 (9.4%削減) | 達成 |
| 廃棄物の リサイクル率 | 70%以上 | — | 62.60% | 未達成 |
| 廃プラスチック量 | 令和元年度以下 | 1,877kg (令和元年度) | 1,914kg (2.0%増加) | 未達成 |



徳島市エコオフィスプランマスコットキャラクター
「TEOP (テオップ)」

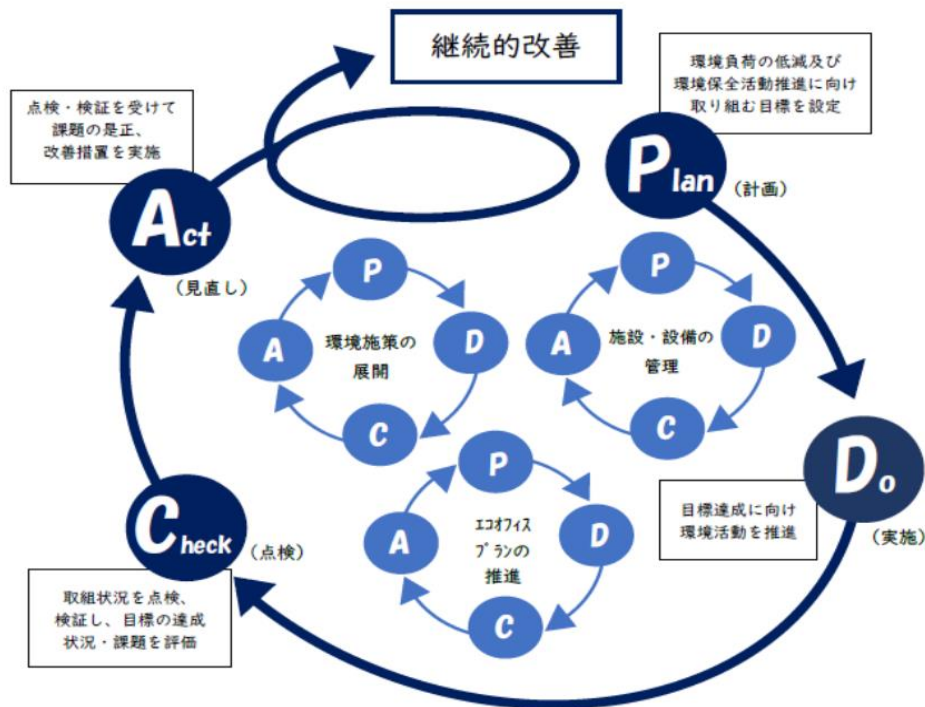
3 とくしまエコマネジメントシステム

徳島市では、環境保全施策や省エネルギー・省資源の取組の進行管理をより一層重視するため、全組織を対象とする「とくしまエコマネジメントシステム」を平成 24 年度に構築しました。

令和 3 年 3 月に策定した第 3 次徳島市環境基本計画（地球温暖化対策推進計画の区域施策編を内包）及び第 5 次徳島市エコオフィスパラン（同計画の事務事業編）を受けて、令和 3 年度にシステムの見直しを行い、令和 4 年度から第 5 版システムとして運用を始めました。

(1) PDCA サイクルによる運用

第 5 版システムは、組織が実施する施策等から生じる環境への影響を、自主的かつ継続的に改善していくための仕組みです。「計画（Plan）」、「実施（Do）」、「点検（Check）」、「見直し（Act）」の PDCA サイクルにより継続的な環境配慮への取組を行いますが、システムを着実に効果的かつ効率的に推進するため、システム全体を管理する PDCA サイクルと、各取組単位の PDCA サイクルを多層的に運用します。



適用範囲

本システムは、次の組織が実施するすべての事務・事業に適用します。

適用対象者

すべての職員（会計年度任用職員等も含む）

適用とする取組

- ・徳島市環境基本計画（地球温暖化対策推進計画を内包）に位置づけられる「環境施策の展開」
- ・「エコオフィスパランの推進」
- ・環境法令の遵守等、適切な「施設・設備の管理」

(2) 運用結果（令和４年度）

| 区 分 | 実施状況 |
|-----------|---|
| 環境施策の展開 | 徳島市環境基本計画に基づく環境施策として 96 件の事業を実施し、年度当初に掲げた目標値を概ね達成 |
| エコオフィスの推進 | 全ての課等において徳島市エコオフィスのプランに基づく取組みを実施 |
| 施設・設備の管理 | 各所属は環境法令の適用を受ける施設・設備を把握し、適正に管理 |



第4章 参考資料

1 環境行政年表

| 年 度 | 徳 島 市 | 国 ・ 徳 島 県 |
|---------|--|---|
| 昭和 42 年 | ・公害関係事務が、保健衛生部衛生課の所掌となる | ・公害対策基本法公布（国） ・徳島県公害防止条例を制定（県） |
| 昭和 43 年 | ・公害関係事務が、簡易なものは民生部市民生活課、その他のものは総務部企画課の所掌となる | ・大気汚染防止法、騒音規制法公布（国） |
| 昭和 44 年 | ・徳島市公害防止条例制定 ・公害関係事務が、民生部市民課市民相談室の所掌となる ・民生部市民生活課に公害対策室を新設 | |
| 昭和 45 年 | | ・公害紛争処理法公布（国） ・徳島県公害紛争処理条例を制定（県） ・水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布（国） |
| 昭和 46 年 | | ・悪臭防止法公布（国） ・環境庁発足（国） |
| 昭和 47 年 | ・保健衛生部に公害対策課を新設 ・徳島県公害防止条例の騒音関係事務が市へ委任 | ・公害等調整委員会設置法公布（国） ・県自然環境保全条例を制定（県） |
| 昭和 48 年 | | ・瀬戸内海環境保全臨時措置法公布（国） |
| 昭和 49 年 | ・9 企業と公害防止協定を締結 | |
| 昭和 51 年 | | ・振動規制法公布（国） |
| 昭和 53 年 | ・徳島化製事業協及び岸小三郎と公害防止協定を締結 | ・瀬戸内海環境保全臨時措置法が瀬戸内海環境保全特別措置法に（国） |
| 昭和 62 年 | ・水質汚濁防止法の政令市指定 ・徳島県公害防止条例の水質関係事務が市へ委任 | |
| 昭和 63 年 | ・公害対策課から環境保全課に課名変更 ・徳島市未規制事業場排水対策指導要綱を制定 | ・徳島県空き缶等の散乱の防止に関する条例を制定（県） |
| 平成 3 年 | ・水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域指定 | |
| 平成 4 年 | | ・徳島県環境影響評価要綱告示（県） |
| 平成 5 年 | | ・環境基本法公布、施行（国） |
| 平成 6 年 | | ・環境基本計画を策定（国） |
| 平成 8 年 | ・睦技研㈱と公害防止に関する覚書を締結 | |
| 平成 9 年 | | ・環境影響評価法公布（国） |
| 平成 10 年 | | ・地球温暖化対策の推進に関する法律公布（国） |
| 平成 11 年 | | ・徳島県環境基本条例を制定（県） ・ダイオキシン類対策特別措置法公布（国） |
| 平成 12 年 | ・県事務処理の特例に関する条例に基づき、専用水道に関する事務が市へ委任 | ・循環型社会形成推進基本法、グリーン購入法公布（国） ・徳島県環境影響評価条例を制定（県） |

| 年 度 | 徳 島 市 | 国 ・ 徳 島 県 |
|---------|---|--|
| 平成 13 年 | <ul style="list-style-type: none"> ・徳島市エコオフィスプランを策定 ・徳島市ポイ捨て及び犬のふん害の防止に関する条例を制定 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境省発足（国） ・PCB 処理特別措置法、フロン回収破壊法公布（国） |
| 平成 14 年 | <ul style="list-style-type: none"> ・徳島市環境基本計画を策定 ・徳島市環境基本条例を制定 | <ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染対策法公布（国） ・自動車リサイクル法公布（国） |
| 平成 15 年 | <ul style="list-style-type: none"> ・市庁舎南館屋上に太陽光発電システムを設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律公布（国） ・環境首都とくしま憲章の策定（県） |
| 平成 16 年 | <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製容器包装ごみの分別収集を開始 ・ISO14001 認証取得（市役所本庁舎） ・徳島市新エネルギービジョンを策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律公布（国） ・とくしま地球環境ビジョンの策定（県） ・徳島県生活環境保全条例の制定（県） |
| 平成 17 年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量徳島市民大作戦を開始 ・アスベスト使用実態調査を実施 ・徳島市エコオフィスプランを改定 | <ul style="list-style-type: none"> ・京都議定書目標達成計画の策定（国） ・徳島県環境学習推進方針を策定（県） ・とくしま地球環境ビジョン（行動計画編）の策定（県） |
| 平成 18 年 | <ul style="list-style-type: none"> ・徳島市地球温暖化対策推進計画を策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画（第 3 次計画）を策定（国） |
| 平成 19 年 | <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎の ISO14001 認証を更新 ・徳島市環境リーダーが中心となった「徳島市 eco リーダー会」が発足 ・廃食用油の資源回収を開始 | <ul style="list-style-type: none"> ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律公布（国） ・京都議定書目標達成計画を全部改定（国） |
| 平成 20 年 | <ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸内海環境保全特別措置法に関する事務が市へ委任 ・EA21 自治体イニシアティブプログラム実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地球温暖化対策推進条例の制定（県） |
| 平成 21 年 | <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 次徳島市環境基本計画の策定に着手 ・緑のカーテンモデル事業を実施 ・大塚製薬(株)との環境保全協定を締結 | <ul style="list-style-type: none"> ・ISO14001 を返上し、独自の環境マネジメントシステムを導入（県） ・徳島県優良産業廃棄物処理業者認定制度の開始（県） |
| 平成 22 年 | <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 次徳島市環境基本計画を策定 ・徳島市エコオフィスプランを改定 ・本庁舎の ISO14001 認証を更新 ・住宅のエコ対策支援事業を開始 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境首都とくしま創造センター「エコみらいとくしま」がオープン（県） |
| 平成 23 年 | <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎の ISO14001 認証を返上し、独自の環境マネジメントシステム構築作業を開始 | <ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地球温暖化対策推進計画を策定（県） ・自然エネルギー立県とくしま推進戦略を策定（県） |
| 平成 24 年 | <ul style="list-style-type: none"> ・とくしまエコマネジメントシステムの運用開始 ・第 2 次徳島市地球温暖化対策推進計画の策定に着手 ・第 2 次一括法により騒音・振動・悪臭に関する権限の一部が市に移譲 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画（第 4 次計画）を策定（国） |
| 平成 25 年 | <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 次徳島市地球温暖化対策推進計画の策定作業(市民会議の開催) ・うちエコ診断事業を開始 ・第 2 次一括法により専用水道、簡易専用水道に関する権限の一部が市に移譲 | <ul style="list-style-type: none"> ・徳島県第 2 次環境基本計画を策定（県） |

| 年 度 | 徳 島 市 | 国 ・ 徳 島 県 |
|---------|---|---|
| 平成 26 年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 次徳島市生活排水対策推進計画を策定 ・ 第 2 次徳島市地球温暖化対策推進計画を策定 ・ 徳島市エコステーションを開設 ・ 事業用大型生ごみ処理機購入費等補助金交付事業を開始 ・ 廃蛍光管リサイクル推進事業を開始 ・ 小規模受水槽水道及び飲用井戸に関する事務が市へ委任 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境首都とくしま・未来創造憲章の制定（県） ・ フロン排出抑制法公布（国） |
| 平成 27 年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 徳島市エコオフィスプランを改定 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然エネルギー立県とくしま推進戦略～「環境首都・新次元とくしま」の実現へ～を策定（県） ・ 地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」キャンペーンを開始（国） ・ スマート社会とくしま構想を策定（県） ・ 気候変動の影響への適応計画を策定（国） ・ パリ協定締結（国） |
| 平成 28 年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電設備設置者に対するアンケート調査を実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律を改正（国） ・ 地球温暖化対策計画を策定（国） ・ 徳島県気候変動適応戦略を策定（県） ・ 徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例の施行（県） |
| 平成 29 年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども環境リーダー認定事業を開始 ・ 「COOL CHOICE」に賛同 ・ 東亜合成㈱との環境保全協定を締結 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境首都とくしま創造センター「エコみらいとくしま」事務所移転（県） |
| 平成 30 年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ カーボン・マネジメント強化事業を実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境基本計画（第 5 次計画）を策定（国） ・ 気候変動適応法公布（国） |
| 令和元年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公害試験室を中央浄化センターに移転 ・ 第 3 次徳島市環境基本計画の策定に着手（市民会議の開催） | <ul style="list-style-type: none"> ・ パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略を策定（国） ・ 第 3 次徳島県環境基本計画を策定（県） ・ 「2050 年温室効果ガス実質排出ゼロ」を宣言（県） ・ 徳島県気候変動対策推進計画（緩和編）を策定（県） |
| 令和 2 年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 次徳島市環境基本計画（第 3 次徳島市地球温暖化対策推進計画）を策定 ・ 徳島市エコオフィスプランを改定 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「2050 年温室効果ガス実質排出ゼロ」を宣言（国） ・ 徳島県気候変動対策推進計画（適応編）を策定（県） |
| 令和 3 年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民環境部が市民文化部と環境部に分割 ・ 企画政策部企画政策課に SDGs 推進室を新設 ・ とくしまエコマネジメントシステムを改定 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 46%削減、さらに 50%削減に向けて挑戦を続けることを表明（国） ・ 地球温暖化対策計画を改定（国） ・ 徳島県版・脱炭素ロードマップを策定（県） |
| 令和 4 年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 徳島市が「SDGs 未来都市」に選定 ・ 徳島市 SDGs 未来都市計画を策定 ・ 第 3 次徳島市生活排水対策推進計画を策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律を改正（国） |

2 環境基準等

(1) 大気汚染に係る環境基準

| 物質 | 環境上の条件 |
|------------------------------|--|
| 二酸化硫黄 (SO ₂) | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 |
| 二酸化窒素 (NO ₂) | 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 |
| 浮遊粒子状物質 (SPM) | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。 |
| 微小粒子状物質 (PM _{2.5}) | 1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。 |
| 光化学オキシダント (Ox) | 1時間値が0.06ppm以下であること。 |
| 一酸化炭素 (CO) | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 |
| ベンゼン | 1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。 |
| トリクロロエチレン | 1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。 |
| テトラクロロエチレン | 1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 |
| ジクロロメタン | 1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。 |

(2) 水質汚濁に係る環境基準

① 人の健康の保護に関する環境基準

(公共用水域) ※備考：海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

| 項目 | 環境基準値 | 項目 | 環境基準値 |
|-----------------|--------------|----------------|-------------|
| カドミウム | 0.003mg/L以下 | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L以下 |
| 全シアン | 検出されないこと | トリクロロエチレン | 0.01mg/L以下 |
| 鉛 | 0.01mg/L以下 | テトラクロロエチレン | 0.01mg/L以下 |
| 六価クロム | 0.02mg/L以下 | 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/L以下 |
| 砒素 | 0.01mg/L以下 | チウラム | 0.006mg/L以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg/L以下 | シマジン | 0.003mg/L以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと | チオベンカルブ | 0.02mg/L以下 |
| PCB | 検出されないこと | ベンゼン | 0.01mg/L以下 |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L以下 | セレン | 0.01mg/L以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L以下 | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/L以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/L以下 | ふっ素 | 0.8mg/L以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg/L以下 | ほう素 | 1mg/L以下 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L以下 | 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/L以下 | | |

② 生活環境の保全に関する環境基準

(河川) ※湖沼を除く

ア

| 項目 類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | | | | |
|----------|---------------------------------|---------|---------------|-----------------|--------------|---------------------|
| | | pH | BOD (mg/L) | SS (mg/L) | DO (mg/L) | 大腸菌数 (CFU/100ml) |
| AA | 水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの | 6.5～8.5 | 1 以下 | 25 以下 | 7.5 以上 | 20 以下 |
| A | 水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの | 6.5～8.5 | 2 以下 | 25 以下 | 7.5 以上 | 300 以下 |
| B | 水道 3 級、水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの | 6.5～8.5 | 3 以下 | 25 以下 | 5 以上 | 1,000 以下 |
| C | 水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの | 6.5～8.5 | 5 以下 | 50 以下 | 5 以上 | — |
| D | 工業用水 2 級、農業用水及び E の欄に掲げるもの | 6.0～8.5 | 8 以下 | 100 以下 | 2 以上 | — |
| E | 工業用水 3 級、環境保全 | 6.0～8.5 | 10 以下 | ごみ等の浮遊が認められないこと | 2 以上 | — |

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 " 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 " 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

| 項目 類型 | 水生生物の生育状況の適応性 | 基準値 | | |
|----------|---|---------------|------------------------|-------------------------------------|
| | | 全亜鉛 (mg/L) | ノニル フェノール (mg/L) | 直鎖アルキルベンゼ ンスルホン酸及び その塩 (mg/L) |
| 生物 A | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03 以下 | 0.001 以下 | 0.03 以下 |
| 生物特 A | 生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03 以下 | 0.0006 以下 | 0.02 以下 |
| 生物 B | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03 以下 | 0.002 以下 | 0.05 以下 |
| 生物特 B | 生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03 以下 | 0.002 以下 | 0.04 以下 |

(海域)

ア

| 項目 類型 | 利用目的の 適応性 | 基準値 | | | | |
|----------|-----------------------------|---------|---------------|--------------|---------------------|---------------------|
| | | pH | COD (mg/L) | DO (mg/L) | 大腸菌数 (CFU/100ml) | n-ヘキサン抽出物質 (油分等) |
| A | 水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの | 7.8～8.3 | 2以下 | 7.5以上 | 300以下 | 検出されないこと |
| B | 水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの | 7.8～8.3 | 3以下 | 5以上 | — | 検出されないこと |
| C | 環境保全 | 7.0～8.3 | 8以下 | 2以上 | — | — |

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 " 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

| 項目 類型 | 利水目的の適応性 | 基準値 | |
|----------|-------------------------------------|------------|-----------|
| | | 全窒素 (mg/L) | 全磷 (mg/L) |
| I | 自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く) | 0.2以下 | 0.02以下 |
| II | 水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く) | 0.3以下 | 0.03以下 |
| III | 水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く) | 0.6以下 | 0.05以下 |
| IV | 水産3種、工業用水、生物生息環境保全 | 1以下 | 0.09以下 |

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 " 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 " 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

| 項目 類型 | 水生生物の生育状況の適応性 | 基準値 | | |
|----------|---|---------------|------------------------|-------------------------------------|
| | | 全亜鉛 (mg/L) | ノニル フェノール (mg/L) | 直鎖アルキルベンゼ ンスルホン酸及び その塩 (mg/L) |
| 生物A | 水生生物の生息する水域 | 0.02 以下 | 0.001 以下 | 0.01以下 |
| 生物特A | 生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.01 以下 | 0.0007 以下 | 0.006以下 |

エ

| 項目 類型 | 水生生物が生育・再生産する場の適応性 | 基準値 |
|----------|--|-------------------|
| | | 底層溶存酸素量 (mg/L) |
| 生物 1 | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域 | 4.0 以上 |
| 生物 2 | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域 | 3.0 以上 |
| 生物 3 | 生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域 | 2.0 以上 |

(3) 地下水質の水質汚濁に係る環境基準

| 項目 | 環境基準値 | 項目 | 環境基準値 |
|--------------|---------------|----------------|--------------|
| カドミウム | 0.003mg/L 以下 | 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/L 以下 |
| 全シアン | 検出されないこと | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L 以下 |
| 鉛 | 0.01mg/L 以下 | トリクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 |
| 六価クロム | 0.02mg/L 以下 | テトラクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 |
| 砒素 | 0.01mg/L 以下 | 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/L 以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg/L 以下 | チウラム | 0.006mg/L 以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと | シマジン | 0.003mg/L 以下 |
| PCB | 検出されないこと | チオベンカルブ | 0.02mg/L 以下 |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L 以下 | ベンゼン | 0.01mg/L 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L 以下 | セレン | 0.01mg/L 以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/L 以下 | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/L 以下 |
| クロロエチレン | 0.002mg/L 以下 | ふっ素 | 0.8mg/L 以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg/L 以下 | ほう素 | 1mg/L 以下 |
| 1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L 以下 | 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L 以下 |

(4) 水浴場の判定基準

| 区分 | | ふん便性大腸菌群数 | 油膜の有無 | COD | 透明度 |
|----|-------|-------------------------|--------------|----------------------------|-------------------|
| 適 | 水質 AA | 不検出 (検出限界 2 個/100mℓ) | 油膜が認められない | 2mg/L 以下 (湖沼は 3mg/L 以下) | 全透 (または 1m 以上) |
| | 水質 A | 100 個/100mℓ以下 | 油膜が認められない | 2mg/L 以下 (湖沼は 3mg/L 以下) | 全透 (または 1m 以上) |
| 可 | 水質 B | 400 個/100mℓ以下 | 常時は油膜が認められない | 5mg/L 以下 | 1m 未満～ 50cm 以上 |
| | 水質 C | 1,000 個/100mℓ以下 | 常時は油膜が認められない | 8mg/L 以下 | 1m 未満～ 50cm 以上 |
| 不適 | | 1,000 個/100mℓを 超えるもの | 常時油膜が認められる | 8mg/L 超 | 50cm 未満 |

(5) 土壌汚染に係る環境基準

| 項目 | 環境基準値 | 項目 | 環境基準値 |
|--------------|--|----------------|---------------------------|
| カドミウム | 検液 1ℓにつき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 未満であること。 | 1,2-ジクロロエチレン | 検液 1ℓにつき 0.04mg 以下であること。 |
| 全シアン | 検液中に検出されないこと。 | 1,1,1-トリクロロエタン | 検液 1ℓにつき 1mg 以下であること。 |
| 有機燐 | 検液中に検出されないこと。 | 1,1,2-トリクロロエタン | 検液 1ℓにつき 0.006mg 以下であること。 |
| 鉛 | 検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。 | トリクロロエチレン | 検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。 |
| 六価クロム | 検液 1ℓにつき 0.05mg 以下であること。 | テトラクロロエチレン | 検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。 |
| 砒素 | 検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であり、かつ農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。 | 1,3-ジクロロプロパン | 検液 1ℓにつき 0.002mg 以下であること。 |
| 総水銀 | 検液 1ℓにつき 0.0005mg 以下であること。 | チウラム | 検液 1ℓにつき 0.006mg 以下であること。 |
| アルキル水銀 | 検液中に検出されないこと。 | シマジン | 検液 1ℓにつき 0.003mg 以下であること。 |
| PCB | 検液中に検出されないこと。 | チオベンカルブ | 検液 1ℓにつき 0.02mg 以下であること。 |
| 銅 | 農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。 | ベンゼン | 検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。 |
| ジクロロメタン | 検液 1ℓにつき 0.02mg 以下であること。 | セレン | 検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。 |
| 四塩化炭素 | 検液 1ℓにつき 0.002mg 以下であること。 | ふっ素 | 検液 1ℓにつき 0.8mg 以下であること。 |
| 1,2-ジクロロエタン | 検液 1ℓにつき 0.004mg 以下であること。 | ほう素 | 検液 1ℓにつき 1mg 以下であること。 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 検液 1ℓにつき 0.1mg 以下であること。 | クロロエチレン | 検液 1ℓにつき 0.002mg 以下であること。 |
| 1,4-ジオキサン | 検液 1ℓにつき 0.05mg 以下であること。 | | |

(6) 騒音・振動に係る環境基準・要請限度

① 騒音に係る環境基準

| 地域の類型 | | 類型 AA | 類型 A | 類型 B | 類型 C | | |
|--|----------|--------------------------------------|------------|-----------------------|-----------------------|----------------|-----------|
| 環境基準 | 昼間 | 6:00～22:00 | 50 デシベル以下 | 55 デシベル以下 | 55 デシベル以下 | 60 デシベル以下 | |
| | 夜間 | 22:00～6:00 | 40 デシベル以下 | 45 デシベル以下 | 45 デシベル以下 | 50 デシベル以下 | |
| | 道路に面する地域 | 区 分 | | 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 車線を有する道路に面する地域 | |
| | | 昼間 | 6:00～22:00 | | 60 デシベル以下 | 65 デシベル以下 | 65 デシベル以下 |
| | | 夜間 | 22:00～6:00 | | 55 デシベル以下 | 60 デシベル以下 | 60 デシベル以下 |
| <p>幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として次の基準値を適用する。 昼間：70 デシベル以下 夜間：65 デシベル以下</p> <p>備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。</p> | | | | | | | |
| 指定地域 | 類型 AA | 療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 | | | | | |
| | 類型 A | 第 1・2 種低層住居専用地域、第 1・2 種中高層住居専用地域 | | | | | |
| | 類型 B | 第 1・2 種住居地域、準住居地域 | | | | | |
| | 類型 C | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 | | | | | |

② 自動車騒音の要請限度

| 区 分 | | a 区域 | | b 区域 | | c 区域 |
|---|------------|----------------------------------|---------|---------|---------|---------|
| | | 1 車線 | 2 車線以上 | 1 車線 | 2 車線以上 | 1 車線 |
| 昼間 | 6:00～22:00 | 65 デシベル | 70 デシベル | 65 デシベル | 75 デシベル | 75 デシベル |
| 夜間 | 22:00～6:00 | 55 デシベル | 65 デシベル | 55 デシベル | 70 デシベル | 70 デシベル |
| <p>また、上記の区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域については、次の要請限度値を用いる。 昼間：75 デシベル 夜間：70 デシベル</p> | | | | | | |
| 区域区分 | a 区域 | 第 1・2 種低層住居専用地域、第 1・2 種中高層住居専用地域 | | | | |
| | b 区域 | 第 1・2 種住居地域、準住居地域 | | | | |
| | c 区域 | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 | | | | |

③ 道路交通振動の要請限度

| 区 分 | | 第 1 種区域 | 第 2 種区域 |
|------|-------------|--|---------|
| 昼 間 | 07:00～19:00 | 65 デシベル | 70 デシベル |
| 夜 間 | 19:00～07:00 | 60 デシベル | 65 デシベル |
| 区域区分 | 第 1 種区域 | 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 | |
| | 第 2 種区域 | 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域 | |

(7) ダイオキシン類に係る環境基準

| 区分 | 大気 | 水質 (水底の底質を除く) | 水底の底質 | 土壌 |
|-----|---------------------------------------|-----------------------|----------------|------------------|
| 基準値 | 0.6pg-TEQ/m ³ 以下 (年平均値) | 1pg-TEQ/l以下 (年平均値) | 150pg-TEQ/g 以下 | 1,000pg-TEQ/g 以下 |

- (備考) 1 pg (ピコグラム) : 1 兆分の 1 グラム
- 2 TEQ (ティー・イー・キュー) : 2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの毒性に換算した値
- 3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施する。

3 用語説明

【あ行】

○悪臭物質

特有のにおいを持つ化合物は40万種にも達するといわれているが、悪臭を発生する物質を化学的にみると、窒素や硫黄を含む化合物のほか、低級脂肪酸などがあげられる。悪臭防止法では22の物質を規制物質（特定悪臭物質）として定めている。

○アスベスト（石綿）

熱や摩擦、酸やアルカリに強く切れにくい等、丈夫で変化しにくいという特性を持つ、天然の鉱物繊維。飛散したアスベストを吸引すると組織に刺さり、15年～40年の潜伏期間を経て、悪性中皮種などの病気を引き起こす恐れがある。

○硫酸酸化物（SOx）

二酸化硫黄（SO₂）、三酸化硫黄（SO₃）などの硫黄と酸素の化合物の総称。石油や石炭などの化石燃料が燃焼することにより発生し、大気汚染や酸性雨の原因となる。

○一般環境大気測定局

住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を把握するために設置される。硫酸酸化物、窒素酸化物など大気汚染物質について24時間連続測定による常時監視を行っている。徳島市には4局設置されている。

○うちエコ診断

資格試験に合格した専門の診断士（うちエコ診断士）が受診家庭の年間エネルギー使用量などの情報をもとにライフスタイルに合わせた省エネ、省CO₂対策を提案するもの。このことにより、受診家庭の効果的なCO₂排出削減行動に結びつけることにつながる。

○エコアクション21

環境省が作成した、主に中小企業を対象に省資源・省エネルギー、廃棄物削減、事故等による環境リスクの未然防止を行う手順を定めた環境経営システム。

○汚水処理人口普及率

下水道、農業集落排水施設等、浄化槽、コミュニティプラントの汚水処理施設による整備人口の総人口に対する割合のこと。

○温室効果ガス

大気中の二酸化炭素などは、太陽の光エネルギーを通す一方、地表面から放射される赤外線を吸収するため、大気温度を上昇させる作用を持っている。こうした気体を温室効果ガスという。京都議定書第一約束期間（2008～2012年）では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類（HFC）、パーフルオロカーボン類（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）の6物質が対象とされ、第二約束期間（2013～2020年）では、三フッ化窒素（NF₃）が追加された。

【か行】

○海洋プラスチック

ビニール袋やペットボトル、使い捨て容器等のごみが、風や雨などにより河川や海に流れ込んでしまったもの。海洋プラスチックは時間が経つにつれ劣化し、次第に小さくなることでマイクロプラスチックとなる。海洋プラスチックは海洋の環境を汚染するだけでなく、海の生態系にも影響を与えるとされている。

○合併処理浄化槽

し尿のほか、台所、風呂、洗濯などの生活排水を併せて処理する施設。関係法令の改正により、現在では合併処理浄化槽のみを浄化槽として扱っているため、し尿だけを処理する単独処理浄化槽は設置ができなくなるとともに、合併処理浄化槽への転換が進められている。

○環境影響評価（環境アセスメント）

環境に大きな影響を及ぼす事業について、その事業の実施にあたり、あらか

じめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づき、適正な環境配慮を行うこと。

○環境家計簿

家庭での電気やガス、水道などのエネルギー使用量やゴミの量などを集計して、二酸化炭素排出量を計算し、各家庭が環境にどの程度の負荷を与えているかを知ることができるように設計された家計簿。

○環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準であり、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について定められている。国民の健康を適切に保護できる、十分に安全性を見込んだ水準で定められていることから、この基準を超えたとしても、すぐに健康に悪い影響が表れるものではない。

○環境基本法

環境保全に関する多様な施策を総合的・計画的に進めていくため「公害対策基本法」に代わる新たな法的枠組みとして、平成5年に制定された。

環境の保全についての基本理念として、「環境の恵沢の享受と継承等」「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」の3つの理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境の保全に係る責務を明らかにしている。

○環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能をいかし、生産性と調和などに留意しつつ、土づくりなどを通じて化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続可能な農業のこと。

○環境マネジメントシステム

組織が環境をよくするため Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Act（見直し）のPDCAサイクルにより環境に

与える影響を継続的に改善する仕組み。国際標準化機構（ISO：International Organization for Standardization）が制定した国際規格である ISO14001 や環境省が作成した中小企業向けのエコアクション21などが例として挙げられる。

○貴重種

様々な要因により、絶滅の危険性にある生き物のこと。環境省や徳島県のレッドデータブックなどに位置づけられた生き物を指す。

○グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質だけでなく、「環境」の視点を重視し、環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

○公害

環境基本法では、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染及び地盤沈下によって人の健康又は生活環境に係る被害が生じることと定義されている。

○公害防止協定

公害防止の一つの手段として、地方公共団体又は住民と企業との間に締結される協定。法令の規制基準を補完し、地域に応じた公害防止の目標の設定、具体的な公害対策の明示などについて定める。

○光化学オキシダント

工場、事業所や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素類などが、太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こしてつくられるオゾンなどの酸化性物質の総称。高濃度になると、眼やのどの刺激や呼吸器への影響を及ぼす。

○公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域及びこれらに接続する灌漑用水路等のことで、公共下水道等の終末処理場に接続している下水道などを除いたものをいう。

【さ行】

○再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、風力などの自然エネルギーや廃棄物の焼却に伴う熱エネルギーなど、繰り返し利用が可能なエネルギーのこと。

○ジクロロメタン

有機塩素化合物の一種で、強く甘い芳香を有する揮発性の無色透明の液体。主な用途は、塗料の剥離剤、プリント基板洗浄剤、溶剤など。人への健康影響として麻酔作用などがある。

○循環型社会

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。「循環型社会形成推進基本法」では、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

○省エネ診断

第三者が建物やビルなどで利用されている空調設備、照明器具、受変電設備、制御設備などの稼働状況やエネルギー使用量などの調査を行い、各建物にあった省エネルギー手法を提案するもの。

○食品ロス

本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品。食品ロスが生じる主な原因としては、家庭系では、調理時に皮を厚くむきすぎるなどの過剰除去、消費期限や賞味期限切れ等による直接廃棄である。事業系では、飲食店などで発生した食べ残し、食品メーカーや小売店における規格外品の撤去や返品、在庫過剰や期限切れの売れ残り等である。

○生活環境の保全に関する環境基準

生活環境を保全するために、pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌群数、ノルマルヘキサン抽出物質、全窒素、全燐、全亜鉛の10項目（生活環境項目）について基準値が設定されている。生活環境

項目の基準値は、河川、湖沼、海域の各公共用水域について、それぞれの利用目的に応じて設けられたいくつかの水域類型ごとに、該当する水域名を指定することにより設定される。

○生活騒音

飲食店などの営業騒音、拡声器使用の商業騒音、家庭の電化製品や楽器、ペットの鳴き声などが原因の騒音を総称している。

○全窒素、全燐

水中の窒素及び燐の濃度が上昇すると富栄養化が進み透明度の低下、水道水の異臭味などの利水上の障害が生じ、更には赤潮、アオコ等が発生する原因となる。

【た行】

○ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーPCBの3種の物質の総称。主に廃棄物の不適切な焼却などが原因で非意図的に発生する物質で、発がん性や生殖毒性などが指摘されている。

○太陽光発電システム

自然エネルギーを利用した発電方法のうち、太陽光を利用した発電方法のこと。太陽の光エネルギーを直接電気に変換し、電力として使用する。パワーコンディショナー、太陽電池モジュール、分電器等で構成される。

○脱炭素社会

地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な排出量と吸収量との均衡を達成する、持続可能な社会のこと。

○地産地消

地域で生産された様々な生産物や資源（主に農産物や水産物）を、その地域で消費すること。輸送に伴う環境への負

荷を抑制する効果がある。

○窒素酸化物

一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO₂)などの窒素と酸素の化合物の総称。物が燃えると発生し、大気汚染や酸性雨の原因となる。

○低公害車

窒素酸化物や一酸化炭素、二酸化炭素などの大気汚染物質の排出が少なく、自然環境への負荷が少ない自動車。電気自動車、ハイブリッド自動車、水素自動車、燃料電池自動車などがある。

○電気自動車等充給電設備 (V2H)

電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)への充電、並びに、EVやPHVから家などの建物へ給電ができる装置。この給電の機能は、停電時などにEVやPHVに貯めた電気を非常用電源として使用できるため、災害対策にも役立つ。

○特定建設作業

建設工事で行われる作業のうち、著しく騒音・振動を発生するとして政令で指定した作業をいう。騒音規制法では杭打ち機や削岩機、ショベルカーなどを使用する8種類の作業を、振動規制法ではブレーカーなどを使用する4種類の作業を指定している。

○トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン

金属機械部品の脱脂洗浄やドライクリーニングの洗浄剤として利用されている有機塩素系化合物の溶剤である。水に溶けにくく、分解されにくいことから、この溶剤による地下水汚染が全国的に問題となっている。

【な行】

○ノルマルヘキサン抽出物質

ノルマルヘキサンに溶ける油分等のこと。

【は行】

○パリ協定

2020年以降の地球温暖化対策の国際的枠組みを定めた協定。地球温暖化対策に先進国、発展途上国を問わず、すべての国が参加し、世界の平均気温の上昇を産業革命前の2°C未満(努力目標1.5°C)に抑え、21世紀後半には温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目標とするもの。

○ヒートアイランド

都市部における空調機器の人工排熱、コンクリートの建物による蓄熱などが原因となり、その周辺の郊外部に比べて高温を示す現象。夏季は熱中症の増加や不快さの増大、冬季は感染症を媒介する生物の越冬など住民の健康や生活、自然環境への影響が挙げられ、問題視されている。

○微小粒子状物質 (PM2.5)

浮遊粒子状物質のうちでも特に粒径の小さい粒径2.5マイクロメートル以下をいう。粒径が非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されている。

○人の健康の保護に関する項目

人の健康を保護するために、カドミウム、シアン、六価クロム、総水銀等の27項目(健康項目)について基準値が設定されている。有害物質ともいう。

○浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状の物質のうち粒径が、10マイクロメートル(1000分の1mm)以下のものをいう。

○閉鎖性水域

地形等により水流の出入りが悪い内湾、湖沼等の水域をいう。

○ベンゼン

揮発性が非常に高く、特徴的な芳香を

もつ無色透明の液体。化学工業製品、農薬、医薬品など各種の有機化合物の合成原料や溶剤、抽出剤として用いられている。人への健康影響として、造血機能を阻害する作用がある。

【ま行】

○緑のカーテン

夏の暑いときに日当たりのよい窓の外を、つる性の植物(ゴーヤー、ヘチマ、アサガオなど)でカーテンのように覆うもの。建物への日差しをさえぎったり、葉から出る水蒸気で涼しい風を室内に呼び込んだりすることで、冷房の使用を抑制し、夏のエネルギー使用量を減らすことができる。

【や行】

○要請限度値

市町村長は、道路交通騒音及び道路交通振動規制の測定値が、ある一定の数値を超過し、道路沿いの生活環境が著しく悪化していると認められる時は、道路管理者や都道府県公安委員会に対して騒音(振動)低減策を講じるよう要請できる。この超過限度値を要請限度といい、車線数や沿道の土地利用状況により、それぞれ限度値が定められている。

【ら行】

○レッドリスト(レッドデータブック)

環境省が、日本の絶滅のおそれのある野生生物種についてまとめ、リスト化したもの。都道府県も独自に作成しており、「徳島県版レッドリスト(レッドデータブック)」は、平成13年3月に発行され、平成22年度に鳥類、平成23年度に哺乳類、平成25年度に昆虫類、両性類、爬虫類、その他の無脊椎動物、平成26年度には汽水・淡水魚類、維管束植

物が改訂されている。

【その他】

OBEMS

Building Energy Management System (ビルディング・エネルギー・マネジメント・システム)の略で、ビルエネルギー管理システムのことを指す。電力使用量の見える化、機器の制御、デマンドピーク抑制の3つの機能がある。

OCOOOL CHOICE

脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す、政府が推進する国民運動のこと。

ODO(溶存酸素量)

水中に溶けている酸素量のこと。溶存酸素は、水の浄化作用や水中生物にとって不可欠なものであり、数値が小さいほど水質汚濁が著しい。

OHEMS

Home Energy Management System (ホーム・エネルギー・マネジメント・システム)の略。家庭内で使用している電気機器の使用量や稼働状況等を「見える化」し、エネルギー使用状況を把握することで、消費者が自らエネルギーを管理するシステム。このことによりエネルギー消費に対する意識が高まり、家庭内の省エネやCO₂の排出削減につながる。

OLED(発光ダイオード)

発光ダイオードは電気を流すと発光する半導体の一種で、省電力、長寿命、高輝度であるため、交通信号灯や景観照明だけでなく、家庭での照明への利用が進んでいる。

OPCB(ポリ塩化ビフェニル)

電気絶縁油、感圧紙など様々な用途に用いられてきたが、環境中で難分解性で

あり、生物に蓄積しやすく、かつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、生産・使用の中止、製造及び輸入が原則禁止されている。

○pH（水素イオン濃度指数）

水質の酸性やアルカリ性の程度を示す指標であり、pH7は中性を示し、それ以上の数値はアルカリ性、それ以下の数値は酸性を示す。富栄養化の進んだ水域では、藻類などの炭酸同化作用により高いアルカリ性を示すことがある。自然水のpHは、通常6.5～8.5の範囲にある。

○ppm（parts per million）

100万分の1を表す単位。1ppmとは、大気汚染物質の濃度表示では大気の1m³の中にその物質が1cm³含まれていることを示す。

○PRTR法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）

環境汚染物質排出・移動登録。有害化学物質の自主管理徹底のため、企業が有害物質の排出量を行政に報告し、公表することを義務づけた法律。

○SDGs（エスディージーズ）

Sustainable Development Goals＝「持続可能な開発目標」のこと。環境・経済・社会の問題は相互に密接に関連し、複雑に絡み合っており、環境・経済・社会をめぐる複数の問題の総合的解決をめざす全世界の共通目標。2030年（令和12年）を目標年として17のゴールと169のターゲットを掲げている。

○OSS（浮遊物質量）

水中に浮遊している粒径2mm以下の小粒状物質の量のこと。水の濁りの原因となるもので、魚類のエラをふさいでへい死させたり、日光の透過を妨げたりすることによって水生植物の光合成を妨害するなどの有害作用がある。

アンケートのお願い

「徳島市環境報告書」へのご意見、ご感想をお寄せください。

いただいたご意見などは、次年度発行する「徳島市環境報告書」への反映、徳島市の環境への取組みの参考とするなど、今後のよりよい徳島市の環境行政へとつなげていきます。

なお、お寄せいただいた意見などを次年度の環境レポートなど、意見と関係がある環境への取組みで紹介する場合があります（個人が特定できるような紹介はいたしません）。

裏面アンケートに意見などを記入し、このアンケート用紙を点線から切り取り、徳島市環境部環境保全課に郵便、またはFAXでお送りください。

環境保全課のホームページ「徳島市環境報告書」のページから、電子メールでお送りいただくこともできます。

<徳島市環境報告書のページ>

<https://www.city.tokushima.tokushima.jp/kurashi/kankyoeisei/kankyokeikaku/houkoku.html>

問い合わせ・提出先

徳島市環境部環境保全課
〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地
電話 088-621-5213 FAX 088-621-5210
メールアドレス kankyo_hozen@city-tokushima.i-tokushima.jp

徳島市環境報告書—令和4年度版—

に対する意見

(FAX 送付先) 徳島市環境部環境保全課 FAX.088-621-5210

※住所などのご記入にご協力をお願いします。

| | | | |
|----|-----|----------------------|----|
| 住所 | 徳島市 | 年齢 | 歳代 |
| 名前 | | 連絡先 (電話番号・FAX など) | |

1：環境報告書の内容で関心を持った項目に○をつけてください（複数選択可）。

- 1) 徳島市環境基本計画について
 徳島市環境基本計画について
- 2) 環境施策の実施状況
 地球市民として脱炭素社会をめざすまち
 いつまでも健康で安心して暮らせるまち
 快適で安らぎのある、自然と人が共生できるまち
 持続可能な資源循環システムが構築されているまち
 次世代につなぐ、環境行動力の高いまち
- 3) 個別計画の実施状況
 第2次徳島市地球温暖化対策推進計画
 第5次徳島市エコオフィスプラン
 とくしまエコマネジメントシステム
- 4) 参考資料
 環境行政年表
 環境基準等
 用語説明

2：環境報告書の編集方法やレイアウトについて、あてはまるものに○をつけてください。

- 1) 文章量について
a. 多い b. 適当 c. 少ない
- 2) 文章表現や使用している語句について
a. 難しい b. 苦勞なく理解できる c. もう少し専門的な内容がほしい
- 3) 図表や写真の量について
a. 多いので減らすほうがいい b. 適当 c. 少ないので増やすほうがいい

3：環境報告書全体についてご意見・ご感想をお聞かせください。

この報告書は、徳島市環境基本条例（平成 15 年 3 月 24 日 徳島市条例第 8 号）第 9 条の規定に基づき「市域の環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策についてまとめた年次報告書」として作成し、公表するものです。

徳島市環境報告書 ー令和4年度版ー



SDGs 未来都市
徳島市

令和6年3月発行

編集・発行 徳島市環境部環境保全課
〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地
TEL (088) 621-5213 FAX (088) 621-5210
URL <https://www.city.tokushima.tokushima.jp>

徳島市の環境情報は、インターネットでもご覧になれます。
ご意見・お気づきの点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

○リサイクル適性表示

この印刷物はAランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。